

株 主 各 位

大阪市北区中之島3丁目6番16号

関西電力株式会社

取締役会長 森 詳 介

第88回定時株主総会招集ご通知

拝啓 株主のみなさまには、常日頃、格別のご高配を賜わり厚くお礼申しあげます。

さて、当社第88回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申しあげます。

なお、議決権の行使につきましては、70頁から71頁に記載の「議決権の行使についてのご案内」をご確認のうえ行っていただきますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 平成24年6月27日(水曜日) 午前10時

2. 場 所 大阪市北区茶屋町19番1号

梅田芸術劇場

- ・開催場所が昨年と異なりますので、末尾の「会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようお願い申しあげます。
- ・開会時刻間際には会場受付が大変混雑いたしますので、お早めのご来場をお願い申しあげます。

3. 目的事項 報告事項

1. 平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

2. 平成23年度(平成23年4月1日から平成24年3月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項

〈会社提案(第1号議案および第2号議案)〉

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役全員任期満了につき18名選任の件

〈 株主(33名)からのご提案(第3号議案から第11号議案まで)〉

- 第3号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第4号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第5号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第6号議案 定款一部変更の件 (4)
- 第7号議案 定款一部変更の件 (5)
- 第8号議案 定款一部変更の件 (6)
- 第9号議案 定款一部変更の件 (7)
- 第10号議案 定款一部変更の件 (8)
- 第11号議案 定款一部変更の件 (9)

〈 株主(128名)からのご提案(第12号議案から第17号議案まで)〉

- 第12号議案 剰余金の処分案の件
- 第13号議案 取締役解任の件
- 第14号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第15号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第16号議案 定款一部変更の件 (3)
- 第17号議案 定款一部変更の件 (4)

〈 株主(3名)からのご提案(第18号議案から第20号議案まで)〉

- 第18号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第19号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第20号議案 定款一部変更の件 (3)

〈 株主(2名)からのご提案(第21号議案から第23号議案まで)〉

- 第21号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第22号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第23号議案 定款一部変更の件 (3)

〈 株主(2名)からのご提案(第24号議案)〉

- 第24号議案 定款一部変更の件

〈 株主(1名)からのご提案(第25号議案から第28号議案まで)〉

- 第25号議案 取締役1名選任の件
- 第26号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第27号議案 定款一部変更の件 (2)
- 第28号議案 定款一部変更の件 (3)

- 〈株主(1名)からのご提案(第29号議案および第30号議案)〉
- 第29号議案 定款一部変更の件 (1)
- 第30号議案 定款一部変更の件 (2)

〔上記の会社提案(第1号議案および第2号議案)および株主からのご提案(第3号議案から第30号議案まで)にかかる議案の内容等は39頁から69頁に記載のとおりであります。〕

以 上

-
- ・当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。また、当日は本招集ご通知をお持ちくださいますようお願い申し上げます。
 - ・株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.kepco.co.jp/>) に掲載させていただきます。

事業報告

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

平成23年度のわが国経済を見ますと、東日本大震災の影響により輸出、生産が減少したのち、生産面におけるサプライチェーンの立て直しを背景に、景気は持ち直しの動きが見られましたが、年度後半は急速な円高の進行や海外経済の減速の影響により、景気は総じて弱含みの状況で推移しました。

このような情勢のもと、当年度の連結収支の状況につきましては、収入面では、電気事業において、総販売電力量の減少に伴い電灯電力料収入が減少したものの、情報通信事業をはじめとするその他事業において、売上高が増加したことなどから、売上高（営業収益）は2兆8,114億円となりました。これに営業外収益を加えた経常収益合計は前年度を430億円上回り、2兆8,457億円となりました。一方、支出面では、事業全般にわたり諸経費の節減に努めましたが、電気事業において、原子力発電所の稼働率の低下や燃料価格の上昇の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が大幅に増加したことなどから、経常費用合計は前年度にくらべて5,466億円増加し、3兆1,112億円となりました。この結果、経常損失は2,655億円、当期純損失は2,422億円となりました。

事業別の業績につきましては、次のとおりであります。

a. 電気事業

当年度の総販売電力量は、節電のご協力をいただいたことや、前年の記録的な猛暑の反動による冷房需要の減少に加え、年度後半にかけて企業の生産活動が弱含みで推移したことなどから、1,460億3千万キロワット時と前年度にくらべて3.3%の減少となりました。その内訳を見ますと、「電灯」（主として住宅）および「電力」（小規模の店舗・工場など）につきましては、561億6千万キロワット時と前年実績を4.6%下回りました。また、自由化の対象である「特定規模需要」（事務所ビル、大規模の店舗・工場など）につきましても、898億7千万キロワット時と前年実績を2.5%下回りました。

供給面では、停止中の原子力プラントが再稼働できない状況が続くなか、本年2月20日には高浜発電所第3号機が定期検査に入り、当社のすべての原子力発電所が停止しました。このように厳しい需給状況でありましたが、お客さまに節電のご協力をいただいたことにあわせて、火力発電所の定期検査の繰り延べ、水力発電所の工事着手延期、他の電力会社からの電力融通、自家発電設備からの電力調達など、さまざまな追加供給力対策を実施したこ

とにより、電力需要が増大する夏季、冬季を乗り切ることができました。

なお、国内最大級のメガソーラー発電所である堺太陽光発電所が全区画の営業運転を開始しました。

電気事業の売上高につきましては、総販売電力量の減少に伴い電灯電力料収入が減少しましたが、他の電力会社への電力融通に伴う収入が増加したことなどから、前年度にくらべて68億円増加し、2兆4,150億円となりました。

b. 情報通信事業

情報通信事業の売上高につきましては、株式会社ケイ・オプティコムを中核会社として、積極的な販売活動によるお客さまの獲得を進めるなか、主力のF T T Hサービスの契約件数が当年度末で130万件と前年度末にくらべて9.9%増加したことなどから、前年度にくらべて118億円増加し、1,485億円となりました。

c. その他の事業

その他の事業の売上高につきましては、総合エネルギー分野においてガス販売量が増加したことやガス販売価格が上昇したことなどに加え、生活アメニティ分野において住宅分譲戸数が増加したことなどから、前年度にくらべて229億円増加し、2,478億円となりました。

(2) 対処すべき課題

平成23年度は、東日本大震災の影響により、停止中の原子力プラントが再稼働できず、電力需給の安定を図るため、やむを得ず、お客さまに節電へのご協力をお願いするとともに、火力燃料費の増大等により収支が過去最大の赤字となるなど、創業以来の「非常事態」に直面した一年となりました。

株主のみならずお客さまには、大変なご心配とご不便、ご迷惑をおかけいたしましたことを、深くお詫び申し上げます。

当社グループを取り巻く経営環境については、原子力プラントの再稼働が見通せず、電力需給ならびに収支への影響が懸念されるとともに、事業の根幹に関わるエネルギー政策や電気事業制度の見直しが検討されるなど、さまざまな課題が山積し、引き続き極めて厳しい状況にあります。

このような状況のもと、平成24年度は、まず、安全確保を大前提とした原子力プラントの再稼働と電力需給の安定確保をはじめとする最優先課題に、全力で取り組んでまいります。そのうえで、健全な経営を持続させていくための事業基盤を充実・強化するなど足元をしっかりと固め、「関西電力グループ長期成長戦略2030」に掲げた、お客さまと社会のお役に立ちながらグループとして成長するという「ありがたい姿」を見据えて、成長軌道への回帰を目指してまいります。

具体的には、まずは、原子力プラントの安全性向上対策を引き続き全力で進めるとともに、規制の枠組みに確実に対応することはもとより、さらなる安全

性向上のための対策を自主的かつ継続的に進め、原子力発電の信頼回復を目指してまいります。加えて、この夏に向けては、電力需給の安定を図るため、グループの総力を挙げて、需給両面であらゆる対策を講じてまいります。

また、当社グループの将来の成長につながる取組みも、着実に実施していくとともに、震災以降のお客さまや社会のみなさまの新たなニーズにお応えするための取組みも積極的に展開してまいります。

あわせて、原子力プラントの停止に伴う火力燃料費の増大等に対処すべく、引き続きグループ一丸となって、一層の経営効率化に最大限の努力を積み重ねてまいります。

こうした取組みを着実に推進し、震災以降の環境変化を踏まえながら、当社グループは、CSRを軸に、「安全最優先」、「事業基盤の充実・強化」、「お客さまと社会のお役に立つ価値の創造」の3つを柱としたアクションプランを展開してまいります。

「安全最優先」については、震災以降の原子力安全に対する社会的要請の高まりに対して、新たに設置した原子力・安全品質推進部門を中心に、全部門を挙げて、これまでの原子力保全改革活動に加え、東京電力福島第一原子力発電所事故を踏まえた安全対策を推進してまいります。また、従業員一人ひとりが安全を最優先とする意識・行動を徹底するとともに、協力会社をはじめ当社グループの事業を支えるパートナーと双方向コミュニケーションを積み重ね、信頼関係を構築し、グループワイドでのゆるぎない安全文化を構築してまいります。

さらに、東海・東南海・南海地震などの地震や津波、台風などによる大規模災害に備えた防災対策をより一層充実・強化してまいります。

「事業基盤の充実・強化」については、グループの総力を結集し、たゆまぬ努力を続けることにより、信頼回復や成長実現の礎となる「人」や「設備」などの事業基盤のさらなる充実・強化を図ってまいります。具体的には、成長を支える人材の確保・育成や人材マネジメントの推進、最適な電源構成の構築や電力流通設備の形成などに取り組んでまいります。さらに、高品質かつ効率的な事業活動を支える取組みとして、CSR推進活動およびリスク管理の一層の充実を図るとともに、こうした当社の取組みや電気事業に関する情報がお客さまや社会のみなさまにご理解いただけるよう、双方向のコミュニケーションを充実・強化してまいります。加えて、さらなる効率化や生産性向上に向けた取組みも推進してまいります。

「お客さまと社会のお役に立つ価値の創造」については、震災以降のお客さまや社会のみなさまの省エネ意識の一層の高まりを受け、お客さまのニーズに応じた高効率機器などの提案活動に加え、厳しい電力需給の状況を踏まえたピーク抑制・負荷平準化に資する取組みを推進してまいります。

また、低炭素社会の実現に向けた再生可能エネルギーの普及拡大への期待の高まりに対しては、水力発電、太陽光発電、風力発電の開発・導入や、閉電のスマートグリッドの構築に引き続き積極的に取り組んでまいります。さらに、

自治体からの、まちづくり、エネルギーなどに関するさまざまなご要請に対しては、新たに設置した地域エネルギー部門を中心として、当社グループが連携し、的確に対応してまいります。

厳しい状況が続いておりますが、グループ一丸となって、諸課題に全力で取り組み、この難局を何ともしも乗り越えるとともに、お客さまや社会のみなさまの新たなニーズやご期待を真摯に受け止め、みなさまと「ともに考え、ともに未来を創る」という思いで誠実に対応し、「お客さまと社会のお役に立つ」という当社グループの変わらぬ使命を果たしてまいります。

株主のみなさまにおかれましては、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 設備投資の状況

a. 設備投資額

電 気 事 業		3,191億円
情報通信事業		705億円
その他の事業		362億円
内部取引消去	△	53億円
設備投資総額		4,206億円

b. 主な設備の新增設工事等

		発 電 設 備	
完 成	新 設	[太陽光] 堺太陽光発電所	(10,000kW)
継 続 中	新 設	[水 力] 大滝発電所 (平成15年6月12日 10,000kWで一部運転開始)	(10,500kW)
		[火 力] 姫路第一発電所ガスタービン第1、2号機	(各32,700kW)
	設 備 更 新	[火 力] 姫路第二発電所第1号機～第6号機	(各486,500kW)
	復 旧	[火 力] 海南発電所第2号機	(450,000kW)

(4) 資金調達の状況

a. 社債

発行額	償還額
—	1,700億円

(注) 償還額には、スイス・フラン債 2.5億スイス・フラン(邦貨換算245億円)を含んでおります。

b. 借入金

借入額	返済額
12,015億円	5,752億円

c. コマーシャル・ペーパー

発行額	償還額
5,080億円	5,080億円

(5) 財産および損益の状況の推移

区分	平成20年度 (第85期)	平成21年度 (第86期)	平成22年度 (第87期)	平成23年度 (当期)
売上高 (営業収益)	27,895億円	26,065億円	27,697億円	28,114億円
経常利益	△ 125億円	1,931億円	2,379億円	△ 2,655億円
当期純利益	△ 87億円	1,271億円	1,231億円	△ 2,422億円
1株当たり当期純利益	△ 9.65円	140.24円	137.66円	△ 271.12円
総資産	69,701億円	71,166億円	73,101億円	75,213億円

(注) 1. 平成20年度は、燃料価格の上昇による火力燃料費や他社からの購入電力料の増加などから経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。

2. 平成21年度は、原子力発電所の稼働率の向上や燃料価格の低下の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が減少したことなどから、経常費用が減少し、経常利益および当期純利益を計上いたしました。

3. 平成22年度は、夏場の記録的な猛暑などによる販売電力量の増加に伴い売上高は増加しましたものの、資産除去債務に関する会計基準の適用に伴い特別損失を計上したことにより、当期純利益は減少いたしました。

4. 平成23年度は、原子力発電所の稼働率の低下や燃料価格の上昇の影響により、火力燃料費や他社からの購入電力料が増加したことなどから、経常費用が増加し、経常損失および当期純損失を計上することとなりました。

(6) 重要な子会社および関連会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社ケイ・オブティコム	330.0億円	100.0%	電気通信事業(個人向インターネット接続サービス、法人向通信サービス)、電気通信業務の受託、電気通信設備の賃貸
株式会社関電エネルギーソリューション	152.0	100.0	ガス販売代行、ユーティリティ(電気・熱源)設備の建設・保有を含めた運転保全サービス
株式会社ケイ・キャット	24.1	100.0	CATV事業、電気通信事業(CATVによるインターネット接続サービス)
関電不動産株式会社	8.1	100.0	不動産の分譲、賃貸、管理
株式会社かんでんエンジニアリング	7.8	100.0	電力流通・電気・情報通信設備の保全、工事
株式会社日本ネットワークサポート	4.1	80.5	配電資機材の製造、販売
関電プラント株式会社	3.0	100.0	火力・原子力プラントの保全、工事
M I D 都市開発株式会社	1.0	98.4	ビル開発、住宅分譲、緑化事業
MIDファミリーマネジメント株式会社	1.0	100.0	オフィスビル・商業施設・病院等の施設管理、駐車場運営管理
関電システムソリューションズ株式会社	0.9	100.0	情報システムの企画、設計、構築、保守運用管理および情報システムに関するコンサルティング
株式会社環境総合テクノス	0.8	100.0	環境・土木・建築に関する調査、分析、コンサルティング、工事

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主 要 な 事 業 内 容
株式会社関電L & A	0.3億円	100.0%	リース、自動車整備、保険代理店
*日本原燃株式会社	4,000.0	16.6	ウラン濃縮事業、再処理事業、廃棄物管理事業、廃棄物埋設事業
*株式会社きんでん	264.1	38.9	電気・情報通信・環境関連工事
*株式会社エネゲート	4.9	49.0	電力量計の製造、販売、修理、取替および電気制御機器の製造、販売
*サンロケ・パワー・コーポレーション	0.18 (億フィリピンペソ)	50.0	フィリピンにおける水力発電事業

(注) 1. *印は持分法適用の関連会社であり、他はすべて子会社であります。
2. 出資比率には、間接所有分を含んでおります。

(7) 主要な事業内容

当社グループは、「電気事業」を中核として、当社グループの保有する通信設備や技術・ノウハウを多面的に活用し、総合的な情報通信サービスを提供する「情報通信事業」のほか、お客さまに最適なエネルギー・ソリューションを提供する「総合エネルギー」、お客さまの安全・安心、快適・便利なくらしをサポートする生活関連サービスおよび先進的な省CO₂のマンションやビルの開発をはじめとする不動産関連サービスを提供する「生活アメニティ」の各分野で、重点的に事業展開しております。

(8) 主要な事業所等

a. 当社の主要な事業所および発電所

(a) 事業所

本店（大阪府大阪市） 原子力事業本部（福井県三方郡美浜町） 大阪北支店（大阪府大阪市） 大阪南支店（大阪府大阪市） 京都支店（京都府京都市） 神戸支店（兵庫県神戸市） 奈良支店（奈良県奈良市） 滋賀支店（滋賀県大津市） 和歌山支店（和歌山県和歌山市） 姫路支店（兵庫県姫路市） 東京支社（東京都千代田区） 東海支社（愛知県名古屋市） 北陸支社（富山県富山市） 火力センター（大阪府大阪市）

(b) 発電所

水力発電所（出力100,000kW以上）

喜撰山（京都府）奥吉野（奈良県）大河内、奥多々良木（以上兵庫県）
木曾、読書（以上長野県）丸山、下小鳥（以上岐阜県）新黒部川第三、
音沢、黒部川第四（以上富山県）

火力発電所（出力1,000,000kW以上）

堺港、南港、多奈川第二（以上大阪府）舞鶴（京都府）海南、御坊（以
上和歌山県）姫路第一、姫路第二、相生、赤穂（以上兵庫県）

原子力発電所

美浜、高浜、大飯（以上福井県）

太陽光発電所

堺太陽光（大阪府）

b. 重要な子会社の本店所在地

(a) 株式会社ケイ・オブティコム（大阪府大阪市）

(b) 株式会社関電エネルギーソリューション（大阪府大阪市）

(c) 株式会社ケイ・キャット（大阪府枚方市）

(d) 関電不動産株式会社（大阪府大阪市）

(e) 株式会社かんでんエンジニアリング（大阪府大阪市）

(f) 株式会社日本ネットワークサポート（大阪府大阪市）

(g) 関電プラント株式会社（大阪府大阪市）

(h) MID都市開発株式会社（大阪府大阪市）

(i) MIDファシリティマネジメント株式会社（大阪府大阪市）

(j) 関電システムソリューションズ株式会社（兵庫県西宮市）

(k) 株式会社環境総合テクノス（大阪府大阪市）

(l) 株式会社関電L&A（大阪府大阪市）

(9) 使用人の状況

区 分	使用人数	前年度末比増減
電 気 事 業	20,484名	207名
情 報 通 信 事 業	2,956	157
そ の 他 の 事 業	9,521	179
合 計	32,961	543

（注）使用人数は就業人員であり、休職者等を除いております。

(10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
株式会社日本政策投資銀行	4,906億円
株式会社みずほコーポレート銀行	2,236
株式会社三井住友銀行	1,811
株式会社三菱東京UFJ銀行	1,636
住友信託銀行株式会社	761
日本生命保険相互会社	2,270

(注) 住友信託銀行株式会社は、中央三井信託銀行株式会社、中央三井アセット信託銀行株式会社と、平成24年4月1日付をもって合併し、三井住友信託銀行株式会社となりました。

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 17億8,405万9,697株
- (2) 発行済株式の総数 9億3,873万3,028株
- (3) 株主数 39万6,392名
- (4) 大株主

株主名	当社への出資状況	
	持株数	出資比率
大阪市	83,748千株	9.37%
日本生命保険相互会社	42,909	4.80
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	35,573	3.98
神戸市	27,351	3.06
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	21,748	2.43
関西電力持株会	19,175	2.15
SSBT OD05 OMNIBUS ACCOUNT-TREATY CLIENTS	16,927	1.89
株式会社みずほコーポレート銀行	12,978	1.45
株式会社三井住友銀行	11,128	1.24
株式会社三菱東京UFJ銀行	9,472	1.06

(注) 出資比率は、自己株式(44,862,608株)を控除して計算しております。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
*取締役会長	森 詳 介		全日本空輸株式会社 社外取締役 阪急阪神ホールディングス株式会社社外 取締役 公益社団法人関西経済連合会会長
*取締役社長	八 木 誠		電気事業連合会会長
*取締役副社長	井 狩 雅 文	人材活性化室担当、 立地室担当、経営監 査室担当、業務全般	株式会社かんでんエ ルハート取締役社長 株式会社きんでん社 外監査役 社会福祉法人かんで ん福祉事業団理事長
*取締役副社長	生 駒 昌 夫	電力流通事業本部 グループ経営推進本 部長 国際室担当、業務全般	東洋テック株式会社 社外取締役
*取締役副社長	豊 松 秀 己	原子力事業本部長	株式会社きんでん社 外監査役
*取締役副社長	香 川 次 朗	お客さま本部長	
常務取締役	廣 江 讓	経理室担当、総務室 担当、購買室担当	
常務取締役	橋 本 徳 昭	研究開発室担当、土 木建築室担当	
常務取締役	迎 陽 一	燃料室担当	
常務取締役	土 井 義 宏	電力流通事業本部 長、経営改革・IT 本部長 行為規制担当	

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常務取締役	白 井 良 平	原子力事業本部長代理 原子燃料サイクル室 担当（原燃契約）	
常務取締役	岩 根 茂 樹	企画室担当、原子燃料 サイクル室担当（サイ クル事業）、原子力 保全改革推進室	
常務取締役	岩 谷 全 啓	火力事業本部長 環境室担当	
常務取締役	八 嶋 康 博	地域共生・広報室担 当、秘書室担当	
取 締 役	川 邊 辰 也	公益社団法人関西経 済連合会専務理事	
取 締 役	稲 田 豊	電気事業連合会理 事・事務局長	
取 締 役	井 上 礼 之		ダイキン工業株式会 社取締役会長兼CEO 阪急阪神ホールディ ングス株式会社社外取 締役 公益社団法人関西経 済連合会副会長
取 締 役	辻 井 昭 雄		近畿日本鉄道株式会 社相談役 日野自動車株式会社 社外監査役 株式会社近鉄エクス プレス社外取締役
取 締 役	玉 越 良 介		株式会社三菱東京 UFJ銀行特別顧問 テンブホールディ ングス株式会社社外監 査役 Morgan Stanley 取 締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
常任監査役	神 野 榮	(常勤)	日立造船株式会社社 外監査役
常任監査役	田 村 康 生	(常勤)	
常任監査役	泉 正 博	(常勤)	
監 査 役	土 肥 孝 治		弁護士 積水ハウス株式会社 社外監査役 阪急阪神ホールディ ングス株式会社社外 監査役 阪急電鉄株式会社社 外監査役 カワセコンピュータ サプライ株式会社社 外監査役
監 査 役	森 下 洋 一		パナソニック株式会 社相談役 トヨタ自動車株式会 社社外監査役
監 査 役	吉 村 元 志		
監 査 役	榎 村 久 子		京都女子大学教授、 同大学院教授

- (注) 1. *印は代表取締役であります。
2. 取締役井上礼之、取締役辻井昭雄および取締役玉越良介の各氏は、社外取締役であります。
3. 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役榎村久子の各氏は、社外監査役であります。
4. 当社は、社外取締役および社外監査役全員を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
5. 常任監査役田村康生氏は、当社経理室マネージャーおよび執行役員経理室長を歴任するなど、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 社外取締役および社外監査役の重要な兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

7. 当事業年度中の取締役の地位の異動は次のとおりであります。

氏 名	新	旧	異動年月日
井 狩 雅 文	*取締役副社長	常務取締役	平成23年6月29日
生 駒 昌 夫	*取締役副社長	常務取締役	平成23年6月29日
豊 松 秀 己	*取締役副社長	*常務取締役	平成23年6月29日
香 川 次 朗	*取締役副社長	常務取締役	平成23年6月29日
廣 江 讓	常務取締役	取 締 役	平成23年6月29日

(*印は代表取締役)

8. 平成24年4月1日付をもって次のとおり取締役の地位の異動がありました。

氏 名	新	旧
岩 根 茂 樹	*取締役副社長	常務取締役

(*印は代表取締役)

9. 平成24年4月1日付をもって次のとおり取締役の担当が変更となりました。

地 位	氏 名	担 当
*取締役副社長	香 川 次 朗	総合企画本部 (地域エネルギー部門) お客さま本部長
*取締役副社長	岩 根 茂 樹	総合企画本部長 原子燃料サイクル室担当 (サイクル事業)
常務取締役	八 嶋 康 博	広報室担当、秘書室担当

(*印は代表取締役)

(2) 取締役および監査役の報酬等の額

取 締 役	23名 768 百万円 (うち社外取締役 3名 23百万円)
監 査 役	11名 158 百万円 (うち社外監査役 6名 33百万円)

(注) 1. 上記には第87回定時株主総会の終結の時をもって退任した取締役4名および監査役4名に対する報酬額を含めております。

2. 当事業年度に係る取締役賞与につきましては、支給しないこといたしました。

3. 株主総会の決議による役員報酬額は次のとおりであります。
 取締役 月額 75百万円以内（使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。）
 監査役 月額 18百万円以内

(3) 当事業年度における社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	当事業年度における主な活動状況
社外取締役	井 上 礼 之	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	辻 井 昭 雄	当事業年度に開催した取締役会14回のうち11回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外取締役	玉 越 良 介	当事業年度に開催した取締役会14回のすべてに出席し、主に金融機関の経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	土 肥 孝 治	当事業年度に開催した取締役会14回のうち12回、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
社外監査役	森 下 洋 一	当事業年度に開催した取締役会14回のうち13回、また監査役会13回のうち12回に出席し、主に企業経営者としての見地から発言を行っております。
社外監査役	吉 村 元 志	平成23年6月29日就任後に開催した取締役会12回および監査役会10回のすべてに出席し、地方行政経験者および企業経営者としての幅広い見地から発言を行っております。
社外監査役	榎 村 久 子	平成23年6月29日就任後に開催した取締役会12回および監査役会10回のすべてに出席し、学識経験者としての幅広い見地から発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人に対する報酬等の額

a. 当社が支払うべき会計監査人としての報酬等の額

116百万円

- b. 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額
243百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、aの金額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社の重要な子会社である、株式会社ケイ・オプティコム、株式会社関電エネルギーソリューション、株式会社ケイ・キャット、関電不動産株式会社および株式会社かんでんエンジニアリングの計算関係書類の監査は、監査法人浩陽会計社が行っております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）である「国際財務報告基準（IFRS）適用に関する助言・指導業務」、「送配電部門収支計算書に係る超過利潤等管理表に対する合意された手続き業務」および「グループ会計方針統一に関するコンサルタント業務」を委託し対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

- a. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、会計監査人の解任が相当であり、かつ緊急性を有すると判断した場合には、会計監査人を解任することといたします。
- b. 当社は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、または会計監査人としての信頼を損なう事情があることその他の事由により、会計監査人の解任または不再任を相当と判断した場合には、会計監査人の解任または不再任を目的とする議案を株主総会に提出することといたします。

5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

当社は上記の体制に関し、取締役会において次のとおり決議しております。

当社は、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、持続的な企業価値の向上を実現するため、次のとおり、業務の適正を確保するための体制を定め、これを実効性の高いものとするべく、継続的な改善に努めるものとする。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、株主総会から経営の負託を受けた取締役会のもとに、常務会および各種委員会を置き、職務の執行を適正に行うとともに、監査役、監査役会および会計監査人を置き、職務の執行が適法・適正かつ妥当であることを、それぞれの立場から確認する体制をコーポレート・ガバナンスの基本とする。

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等に定めた経営の基本的方向性や行動の規範に従って、自らの職務の執行を律し、率先してこれを実践する。

取締役会は、経営上の重要な事項について審議・決定するとともに、定期的にと取締役の職務の執行状況等に関する報告を受け、取締役を監督する。

監査役は、取締役会などの重要な会議体に出席し、取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を調査するなど、取締役の職務執行について適法性・妥当性の観点から監査を行う。

また、会計監査人は、会社から独立した立場で、計算書類等の適法かつ適正な作成の観点から会計監査を行う。

(2) **取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制**

取締役は、取締役会などの会議体における議事録および業務決定文書等の職務の執行に係る情報について、法令および社内規程に基づき、適正に作成し、保存、管理する。

(3) **損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

事業活動に伴うリスクについては、社内規程に基づき、職務執行箇所が自律的に管理することを基本とし、組織横断的かつ重要なリスクについては、必要に応じてリスクの分野ごとに専門性を備えたリスク管理箇所を定め、職務執行箇所に対して、助言・指導を行う。

さらに、リスクを統括的に管理する委員会において、当社グループの事業活動に伴うリスクを適切なレベルに管理するよう努める。

内部監査組織は、リスクの管理体制およびリスクの管理状況について、定期的に監査を行う。

(4) **取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役の職務の執行については、社内規程において、職務権限と責任の所在および指揮命令系統を定めることにより、迅速かつ効率的な執行体制を確保する。

また、取締役会が決定した方針に基づく重要な職務の執行に関する事項について、役付取締役により構成する常務会において、原則として毎週審議する。

(5) **使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制**

取締役は、「関西電力グループ経営ビジョン」および「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、CSRおよびコンプライアンスに係る委員会等の活動を通じて、浸透、定着させ、遵守を求めることにより、使用人の職務の執行の法令等への適合を確保する。

また、使用人等から、コンプライアンス上疑義のある行為等について申し出を受け付けるコンプライアンス相談制度を整備し、その運用に当たっては、相

談者の秘密保護や不利益取扱いの排除等に留意する。

内部監査組織は、法令等の遵守状況、その他使用人の職務の執行に係る適正性・有効性等の監査を定期的に行うとともに、社外の有識者の参加も得た委員会において、公正かつ適正な立場から内部統制の有効性について審議、評価する。

(6) **当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

取締役は、子会社に対して、「関西電力グループ経営ビジョン」や「関西電力グループCSR行動憲章」等の経営の基本的方向性や行動の規範について、浸透を図るとともに、子会社管理に係る社内規程に基づき、子会社における自律的な管理体制の整備を支援、指導することにより、企業集団の業務の適正を確保する。

また、子会社における重要な意思決定については、事前に関与するとともに、経営状況の定期的な把握を行うことにより、グループ全体の企業価値の毀損を未然に防止するよう努める。

内部監査組織は、子会社を含む当社グループの業務執行について、定期的に監査を行う。

(7) **監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項**

取締役は、監査役の求めに応じて、監査役および監査役会の職務を補佐するために、監査実務、監査役会の運営等を担当する専任組織を設置し、必要な人員を配置する。

(8) **監査役の職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性に関する事項**

監査役および監査役会の職務を補佐する専任組織は、監査役直轄とし、取締役の指揮命令を受けず、当社グループの職務の執行に係るいかなる職位の兼務も行わない。また、当該組織の使用人の配置、異動、評価に当たっては、監査役の意向を尊重する。

(9) **取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制**

取締役および使用人は、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見したときは、直ちに監査役に報告するとともに、社内規程に基づき、経営、業績に係る重要事項、社内外への開示事項、重要な法令違反等の事実等について、監査役に報告する。

(10) **その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制**

取締役および使用人は、社内規程に基づき、監査役による監査業務に協力するとともに、監査役の求める諸資料、情報について、遅滞なく提供することにより、監査の実効性を確保する。

連結貸借対照表

平成24年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,797,451	固 定 負 債	4,928,742
電 気 事 業 固 定 資 産	3,594,512	社 債	1,491,491
水 力 発 電 設 備	326,256	長 期 借 入 金	1,830,607
汽 力 発 電 設 備	452,128	退 職 給 付 引 当 金	365,689
原 子 力 発 電 設 備	362,976	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	656,418
送 電 設 備	1,044,832	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	42,624
変 電 設 備	416,525	資 産 除 去 債 務	437,311
配 電 設 備	853,765	繰 延 税 金 負 債	251
業 務 設 備	115,780	そ の 他 の 固 定 負 債	104,348
その他の電気事業固定資産	22,245	流 動 負 債	1,048,161
そ の 他 の 固 定 資 産	610,044	1年以内に期限到来の固定負債	366,221
固 定 資 産 仮 勘 定	464,973	短 期 借 入 金	152,264
建設仮勘定及び除却仮勘定	464,973	コマーシャル・ペーパー	30,000
核 燃 料	527,737	支 払 手 形 及 び 買 掛 金	180,439
装 荷 核 燃 料	95,355	未 払 税 金	47,484
加 工 中 等 核 燃 料	432,381	そ の 他 の 流 動 負 債	271,751
投 資 そ の 他 の 資 産	1,600,184	引 当 金	14,604
長 期 投 資	253,126	渴 水 準 備 引 当 金	14,604
使 用 済 燃 料 再 処 理 等 積 立 金	611,762	負 債 合 計	5,991,508
繰 延 税 金 資 産	386,582	株 主 資 本	1,484,280
そ の 他 の 投 資 等	350,970	資 本 金	489,320
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,258	資 本 剰 余 金	66,634
流 動 資 産	723,900	利 益 剰 余 金	1,024,581
現 金 及 び 預 金	129,234	自 己 株 式	△ 96,256
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	181,023	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額	25,564
た な 卸 資 産	166,068	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	26,669
繰 延 税 金 資 産	46,208	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,930
そ の 他 の 流 動 資 産	203,779	為 替 換 算 調 整 勘 定	△ 6,035
貸 倒 引 当 金 (貸 方)	△ 2,413	少 数 株 主 持 分	19,998
合 計	7,521,352	純 資 産 合 計	1,529,843
		合 計	7,521,352

連 結 損 益 計 算 書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	3,040,812	営 業 収 益	2,811,424
電気事業営業費用	2,691,455	電気事業営業収益	2,415,095
その他事業営業費用	349,357	その他事業営業収益	396,329
営 業 損 失	(229,388)		
営 業 外 費 用	70,456	営 業 外 収 益	34,307
支 払 利 息	51,324	受 取 配 当 金	3,335
その他の営業外費用	19,131	受 取 利 息	9,293
		持分法による投資利益	7,514
		その他の営業外収益	14,164
当期経常費用合計	3,111,269	当期経常収益合計	2,845,731
当期経常損失	265,537		
濁水準備金引当又は取崩し	9,134		
濁水準備金引当	9,134		
税金等調整前当期純損失	274,671		
法 人 税 等	△ 33,296		
法 人 税 等	19,592		
法人税等調整額	△ 52,889		
少数株主損益調整前当期純損失	241,374		
少 数 株 主 利 益	882		
当 期 純 損 失	242,257		

連結株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高(百万円)	489,320	66,634	1,320,745	△ 96,227	1,780,473
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△ 53,633		△ 53,633
当 期 純 損 失			△ 242,257		△ 242,257
連結子会社の決算期変更に伴う変動			△ 266		△ 266
自 己 株 式 の 取 得				△ 47	△ 47
自 己 株 式 の 処 分		△ 6		18	12
利益剰余金から資本剰余金への振替		6	△ 6		—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)					
当連結会計年度変動額合計(百万円)	—	—	△ 296,163	△ 28	△ 296,192
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高(百万円)	489,320	66,634	1,024,581	△ 96,256	1,484,280

	その他の包括利益累計額				少 数 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当連結会計年度期首残高(百万円)	25,120	5,617	△ 366	30,370	21,572	1,832,416
当 連 結 会 計 年 度 変 動 額						
剰 余 金 の 配 当						△ 53,633
当 期 純 損 失						△ 242,257
連結子会社の決算期変更に伴う変動						△ 266
自 己 株 式 の 取 得						△ 47
自 己 株 式 の 処 分						12
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当連結会計年度変動額(純額)	1,549	△ 686	△ 5,669	△ 4,806	△ 1,573	△ 6,380
当連結会計年度変動額合計(百万円)	1,549	△ 686	△ 5,669	△ 4,806	△ 1,573	△ 302,572
当 連 結 会 計 年 度 末 残 高(百万円)	26,669	4,930	△ 6,035	25,564	19,998	1,529,843

連結注記表

平成23年4月1日から

平成24年3月31日まで

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 全子会社 58社
主要な連結子会社の名称 (株)ケイ・オブティコム、(株)関電エネルギーソリューション、(株)ケイ・キャット、関電不動産(株)、(株)かんでんエンジニアリング、(株)日本ネットワークサポート、関電プラント(株)、M I D都市開発(株)、M I Dファシリティマネジメント(株)、関電システムソリューションズ(株)、(株)環境総合テクノス、(株)関電L & A

当連結会計年度中の合併により1社を連結の範囲から除外している。

(2) 持分法の適用に関する事項

a. 持分法を適用した関連会社

関連会社の数 4社
会社の名称 日本原燃(株)、(株)きんでん、(株)エネゲート、サンロケ・パワー・コーポレーション

b. 持分法を適用しない関連会社

主要な会社等の名称 日本原子力発電(株)
持分法を適用しない関連会社は、それぞれ連結純損益および連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としてもその影響に重要性が乏しい。

(3) 会計処理基準に関する事項

a. 重要な資産の評価基準および評価方法

(a) 有価証券

満期保有目的債券 償却原価法
その他有価証券 時価のあるもの
決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定している。）

時価のないもの

主として移動平均法による原価法

(b) たな卸資産 主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

b. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産は主として定率法、無形固定資産は定額法によっている。

c. 重要な引当金の計上基準

(a) 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額（一部の連結子会社は現価方式による額から年金資産の評価額を控除した額）を計上している。
過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法により費用処理している。

数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（主として3年）による定額法（一部の連結子会社は定率法）により按

分した額をそれぞれ発生の翌連結会計年度（一部の連結子会社は発生の当連結会計年度）から費用処理することとしている。

(b) 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.6%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当連結会計年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は165,906百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌連結会計年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当連結会計年度末の見積差異△7,242百万円については、翌連結会計年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

(c) 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

d. その他連結計算書類の作成のための重要な事項

(a) 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」（平成元年通商産業省令第30号）により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

(b) 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

a. 当社の財産は、社債および^(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債	1,627,690百万円
^(株) 日本政策投資銀行からの借入金	338,146百万円

b. 連結子会社において担保に供している資産

土地および建物等	26,204百万円
上記資産を担保としている債務	
借入金	9,954百万円
買掛金	1,740百万円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額

10,634,666百万円

(3) たな卸資産の内訳科目および金額

商品及び製品	5,921百万円
仕掛品	4,752百万円
原材料及び貯蔵品	101,498百万円
販売用不動産	53,895百万円

(4) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃 ^(株)	6,296百万円
---------------------	----------

借入金等に対する保証債務	
日本原燃(株)	178,345百万円
セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド	9,004百万円
ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド	536百万円
原燃輸送(株)	38百万円
提携住宅ローン利用顧客	2,555百万円
その他	3百万円

スワップ契約に対する保証債務	
セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド	2,914百万円

(5) **会社法以外の法令の規定による引当金**

湯水準備引当金
電気事業法第36条の規定により計上している。

3. **連結株主資本等変動計算書に関する注記**

(1) **当連結会計年度の末日における発行済株式の総数** 938,733,028株

(2) **配当に関する事項**

a. **配当金支払額**

平成23年6月29日の定時株主総会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	26,816百万円
1株当たり配当額	30円
基準日	平成23年3月31日
効力発生日	平成23年6月30日

平成23年10月31日の取締役会において、次のとおり決議している。

配当金の総額	26,816百万円
1株当たり配当額	30円
基準日	平成23年9月30日
効力発生日	平成23年11月30日

b. **基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの**

平成24年6月27日開催の定時株主総会の議案として、次のとおり提案している。

配当金の総額	26,816百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	30円
基準日	平成24年3月31日
効力発生日	平成24年6月28日

4. **金融商品に関する注記**

(1) **金融商品の状況に関する事項**

当社グループは、電気事業等を行うための設備投資や債務償還などに必要な資金を可能な限り自己資金にて賄い、不足する資金については主に社債や借入金によって資金調達を行い、短期的な運転資金をコマース・ペーパー等により調達している。

資金調達にあたっては、円貨建て及び固定金利のものを主としているが、一部については外貨建てもしくは変動金利のものを調達し、償還年限については、金融環境などを総合的に勘案し決定している。

また、有価証券及び投資有価証券については、主に電気事業の運営上必要なものを保有しており、使用済燃料再処理等積立金については、「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」等の法令に従い、使用済燃料の再処理等に係る費用の積立て・取戻しを行っている。

受取手形及び売掛金の大部分を占める電気料金債権は、毎月検針後、20日以内にほとんどが回収される。

有価証券及び投資有価証券は、主に電気事業の運営上必要な株式であり、事業運営上の必要性の観点に加え、時価や発行体の財務状況等を把握し、保有状況を定期的に見直ししている。

支払手形及び買掛金は、ほとんど1年以内の支払期日である。また、その一部には、燃料等の輸入に伴う外貨建てのものがあり、原則として先物為替予約を利用して為替変動リスクをヘッジしている。

借入金のうち、変動金利の長期借入金の一部については、金利の変動リスクをヘッジするために、金利スワップ取引を利用している。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成24年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりである。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時 価	差 額
資 産			
a. 有価証券及び投資有価証券(*1)	81,605	81,702	96
b. 使用済燃料再処理等積立金	611,762	611,762	—
c. 現金及び預金	129,234	129,234	—
d. 受取手形及び売掛金	181,023	181,023	—
負 債			
e. 社 債(*2)	1,627,690	1,685,934	58,244
f. 長期借入金(*2、3)	2,052,954	2,093,187	40,232
g. 短期借入金(*4)	154,347	154,347	—
h. コマーシャル・ペーパー	30,000	30,000	—
i. 支払手形及び買掛金	180,439	180,439	—
j. 未払税金	47,484	47,484	—

(*1) 連結貸借対照表上「長期投資」および「その他の流動資産」に計上している。

(*2) 連結貸借対照表上「1年以内に期限到来の固定負債」に計上しているものを含めている。

(*3) 連結貸借対照表上「その他の固定負債」および「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(*4) 連結貸借対照表上「その他の流動負債」に計上している関連会社からの借入金を含めている。

(注1) 金融商品の時価の算定方法に関する事項

a. 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっている。

b. 使用済燃料再処理等積立金

これは、特定実用発電用原子炉の運転に伴って生じる使用済燃料の再処理等を適正に実施するために「原子力発電における使用済燃料の再処理等のための積立金の積立て及び管理に関する法律」に基づき拠出した金銭である。

この関しにあたっては、経済産業大臣が承認した使用済燃料再処理等積立金の取戻しに関する計画に従う必要があり、この帳簿価額は、当連結会計年度末現在における当該計画の将来取戻し予定額の現価相当額に基づいていることから、時価は当該帳簿価額によっている。

c. 現金及び預金、並びに d. 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

e. 社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格によっている。

f. 長期借入金

長期借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当社グループの信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額によっている。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該長期借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定している。

g. 短期借入金、h. コマーシャル・ペーパー、i. 支払手形及び買掛金、並びに j. 未払税金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっている。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額73,850百万円)、出資証券等(連結貸借対照表計上額7,219百万円)は、市場価格がなく、かつ、将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「a. 有価証券及び投資有価証券」には含めていない。

5. 1 株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,689円73銭
(2) 1株当たり当期純損失	271円12銭

6. その他の注記

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当連結会計年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことに伴い、当連結会計年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前連結会計年度から変更されている。

これにより、繰延税金資産の金額(繰延税金負債の金額を控除した金額)は58,525百万円減少し、法人税等調整額は60,605百万円、その他の包括利益累計額は2,078百万円それぞれ増加している。

貸借対照表

平成24年3月31日現在

資 産 の 部		負 債 及 び 純 資 産 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
固 定 資 産	6,207,520	固 定 負 債	4,527,502
電 気 事 業 固 定 資 産	3,686,422	社 長 期 借 入 債 務	1,492,591
水 汽 力 力 発 電 設 備	330,622	長 期 未 払 債 務	1,484,040
原 子 力 力 発 電 設 備	454,058	リ ー ス 債 務	21,122
新 工 業 用 一 等 発 電 設 備	366,659	関 係 会 社 長 期 債 務	2,876
送 電 線 路 設 備	1,018	退 職 給 付 引 当 金	7,868
変 電 所 設 備	2,162	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 引 当 金	350,728
配 電 線 路 設 備	1,062,585	使 用 済 燃 料 再 処 理 等 準 備 引 当 金	656,418
業 務 付 設 備	423,618	資 産 除 去 債 務	42,624
附 帯 事 業 固 定 資 産	911,193	雑 固 定 負 債	434,661
附 帯 事 業 外 固 定 資 産	115,410	流 動 負 債	34,570
固 定 資 産 仮 勘 定	19,092	1 年 以 内 に 期 限 到 来 の 固 定 負 債	934,876
建 設 仮 勘 定	16,849	短 期 借 入 金	297,627
燃 料 核 心 燃 料 資 産	8,002	コ マ ー シ ャ ル ・ ペ ー パ ー	130,000
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	425,517	買 掛 金	30,000
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	424,898	未 払 費 税	140,454
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	619	預 け 金	37,983
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	527,737	関 係 会 社 短 期 債 務	123,418
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	95,355	雑 流 動 負 債	28,413
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	432,381	引 当 金	15,066
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	1,542,990	引 当 金	113,194
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	167,394	引 当 金	11,579
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	414,691	引 当 金	7,139
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	611,762	引 当 金	14,604
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	16,255	引 当 金	14,604
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	333,396	引 当 金	5,476,983
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	△ 511		
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	452,964	株 主 資 本	1,159,161
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	92,976	資 本 金	489,320
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	125,533	本 剰 余 金	67,031
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	69,092	本 剰 余 金	67,031
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	94,220	利 益 剰 余 金	698,933
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	1,445	利 益 剰 余 金	122,330
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	6,051	そ の 他 利 益 剰 余 金	576,603
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	38,825	海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	2,389
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	26,324	原 価 変 動 調 整 積 立 金	87,000
燃 料 核 心 燃 料 資 産 仮 勘 定	△ 1,504	別 途 積 立 金	640,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	△ 152,786
		自 己 株 式	△ 96,124
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	24,340
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	19,465
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	4,874
		純 資 産 合 計	1,183,501
合 計	6,660,484	合 計	6,660,484

損 益 計 算 書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

費 用 の 部		収 益 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	百万円		百万円
営 業 費 用	2,779,780	営 業 収 益	2,503,155
電 気 事 業 営 業 費 用	2,706,807	電 気 事 業 営 業 収 益	2,429,937
水 力 発 電 費	68,481	電 灯 料	1,008,852
汽 力 発 電 費	931,847	電 力 料	1,329,826
原 子 力 発 電 費	326,497	地 帯 間 販 売 電 力 料	24,061
内 燃 力 発 電 費	2,127	他 社 販 売 電 力 料	11,456
新 工 ン ー ル ギ ー 等 発 電 費	345	託 送 収 益	19,841
地 帯 間 購 入 電 力 料	128,925	事 業 者 間 精 算 収 益	826
他 社 購 入 電 力 料	401,448	電 気 事 業 雑 収 益	33,546
送 電 費	169,311	貸 付 設 備 収 益	1,525
変 電 費	87,565		
配 電 費	219,349		
販 売 費	102,391		
貸 付 設 備 費	847		
一 般 管 理 費	185,843		
電 源 開 発 促 進 税	56,618		
事 業 税	25,353		
電 力 費 振 替 勘 定 (貸 方)	△ 149		
附 帯 事 業 営 業 費 用	72,973	附 帯 事 業 営 業 収 益	73,217
蒸 気 供 給 事 業 営 業 費 用	3,768	蒸 気 供 給 事 業 営 業 収 益	3,495
ガ ス 供 給 事 業 営 業 費 用	62,920	ガ ス 供 給 事 業 営 業 収 益	60,429
燃 料 販 売 事 業 営 業 費 用	1,519	燃 料 販 売 事 業 営 業 収 益	1,581
そ の 他 附 帯 事 業 営 業 費 用	4,763	そ の 他 附 帯 事 業 営 業 収 益	7,711
営 業 損 失	(276,625)		
営 業 外 費 用	54,502	営 業 外 収 益	29,113
財 務 費 用	46,331	財 務 収 益	20,262
支 払 利 息	46,331	受 取 配 当 金	9,804
		受 取 利 息	10,458
事 業 外 費 用	8,170	事 業 外 収 益	8,850
固 定 資 産 売 却 損 失	50	固 定 資 産 売 却 益	206
雑 損	8,119	雑 収 益	8,643
当 期 経 常 費 用 合 計	2,834,282	当 期 経 常 収 益 合 計	2,532,268
当 期 経 常 損 失	302,014		
渴 水 準 備 金 引 当 又 は 取 崩 し	9,134		
渴 水 準 備 金 引 当	9,134		
税 引 前 当 期 純 損 失	311,148		
法 人 税 等	△ 53,491		
法 人 税 等 調 整 額	△ 53,491		
当 期 純 損 失	257,657		

株主資本等変動計算書

平成23年4月1日から
平成24年3月31日まで

	株 主 資 本										
	資本金	資本剰余金		利 益 剰 余 金					自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 準 備 金	その他 資 本 剰 余 金	利 益 準 備 金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					海 外 投 資 等 損 失 準 備 金	原 価 調 整 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 上 剰 余 金			繰 下 剰 余 金
当事業年度期首残高(百万円)	489,320	67,031	—	122,330	1,406	87,000	610,000	189,493	△ 96,095	1,470,486	
当 事 業 年 度 変 動 額											
海外投資等損失準備金の積立					982			△ 982		—	
別途積立金の積立							30,000	△ 30,000		—	
剰余金の配当								△ 53,633		△ 53,633	
当期純損失								△ 257,657		△ 257,657	
自己株式の取得									△ 47	△ 47	
自己株式の処分			△ 6						18	12	
利益剰余金から資本剰余金への振替			6					△ 6		—	
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)											
当事業年度変動額合計(百万円)	—	—	—	—	982	—	30,000	△ 342,279	△ 28	△ 311,325	
当事業年度末残高(百万円)	489,320	67,031	—	122,330	2,389	87,000	640,000	△ 152,786	△ 96,124	1,159,161	

	評価・換算差額等					純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証券 評価 差 額 金	繰 上 損 益	延 滞 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 合 計		
当事業年度期首残高(百万円)	18,860	5,518		24,378		1,494,865
当 事 業 年 度 変 動 額						
海外投資等損失準備金の積立						—
別途積立金の積立						—
剰余金の配当						△ 53,633
当期純損失						△ 257,657
自己株式の取得						△ 47
自己株式の処分						12
利益剰余金から資本剰余金への振替						—
株主資本以外の項目の当事業年度変動額(純額)	605	△ 643	△ 38	△ 38	△ 38	38
当事業年度変動額合計(百万円)	605	△ 643	△ 38	△ 38	△ 38	311,364
当事業年度末残高(百万円)	19,465	4,874		24,340		1,183,501

個別注記表

平成23年4月1日から

平成24年3月31日まで

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準および評価方法

a. 有価証券

子会社株式および関連会社株式
その他有価証券

移動平均法による原価法

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定している。）

時価のないもの

移動平均法による原価法

b. たな卸資産

貯蔵品（石炭、燃料油、ガスおよび一般貯蔵品）

総平均法（一部は移動平均法）による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

貯蔵品（特殊品）

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定している。）

(2) 固定資産の減価償却の方法

a. 有形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定率法

b. 無形固定資産

法人税法に規定する方法と同一の基準に基づく定額法

(3) 引当金の計上基準

a. 退職給付引当金

退職給付に充てるため、将来の退職給付見込額を基礎とした現価方式による額を計上している。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（3年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の日翌事業年度から費用処理することとしている。

b. 使用済燃料再処理等引当金

再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率1.6%）により計上している。

なお、平成17年度の引当金計上基準変更に伴い生じた差異（「電気事業会計規則の一部を改正する省令」（平成17年経済産業省令第92号）附則第2条に定める金額）312,810百万円については、平成17年度から15年間にわたり計上することとしており、当事業年度末における未認識の引当金計上基準変更に伴う差異は165,906百万円である。

また、電気事業会計規則取扱要領第81の規定により、翌事業年度に適用される割引率等の諸元を用いて計算した当事業年度末の見積差異△7,242百万円については、翌事業年度から再処理等を行う具体的な計画を有する使用済燃料の発生期間にわたり計上することとしている。

c. 使用済燃料再処理等準備引当金

再処理等を行う具体的な計画を有しない使用済燃料の再処理等の実施に要する費用に充てるため、再処理等の実施に要する費用の見積額を原子力発電所の運転に伴い発生する当該使用済燃料の量に応じて現価方式（割引率4%）により計上している。

(4) その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

a. 特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務相当資産の費用化の方法

「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用し、原子力発電設備のうち特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産

除去債務相当資産については、「原子力発電施設解体引当金に関する省令」(平成元年通商産業省令第30号)により原子力発電実績に応じて費用化している。

なお、特定原子力発電施設の廃止措置に係る資産除去債務は、原子力発電施設解体費の総見積額を基準として計上している。

b. 消費税等の会計処理

消費税および地方消費税の会計処理は、税抜方式によっている。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産および担保に係る債務

会社の財産は、社債および(株)日本政策投資銀行からの借入金の一般担保に供している。

社債 1,628,990百万円

(株)日本政策投資銀行からの借入金 338,146百万円

(2) 有形固定資産の減価却累計額 10,020,423百万円

(3) 保証債務

社債に対する保証債務

日本原燃(株) 6,296百万円

借入金等に対する保証債務

日本原燃(株) 178,345百万円

(株)ケイ・オプティコム 151,561百万円

エルエヌジー・エビス・ SHIPPING・コーポレーション 9,821百万円

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 9,004百万円

カンサイ・ソウジツ・エンリッチメント・インベスティング 5,330百万円

関西電子ビーム(株) 1,800百万円

ロジャナ・パワー・カンパニー・リミテッド 536百万円

原燃輸送(株) 38百万円

出資の履行に対する保証債務

ケービック・ネザーランド 125百万円

スワップ契約に対する保証債務

セノコ・エナジー・プライベート・リミテッド 2,914百万円

(4) 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

長期金銭債権 95,126百万円

短期金銭債権 5,102百万円

長期金銭債務 7,868百万円

短期金銭債務 113,184百万円

(5) 附帯事業に係る固定資産の金額

蒸気供給事業 専用固定資産 93百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 106百万円

合 計 額 199百万円

ガス供給事業 専用固定資産 866百万円

他事業との共用固定資産の配賦額 2,766百万円

合 計 額 3,632百万円

(6) 会社法以外の法令の規定による引当金

渇水準備引当金

電気事業法第36条の規定により計上している。

3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引高 費用 331,476百万円 収 益 35,186百万円

営業取引以外の取引高 4,915百万円

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数 44,862,608株

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
退職給付引当金	108,348百万円
繰越欠損金	76,593百万円
資産除去債務	60,576百万円
減価償却超過額	58,829百万円
使用済燃料再処理等引当金	28,820百万円
その他	103,532百万円
繰延税金資産小計	436,700百万円
評価性引当額	△ 36,388百万円
繰延税金資産合計	400,312百万円
繰延税金負債	
資産除去債務相当資産	△ 16,225百万円
その他有価証券評価差額金	△ 8,466百万円
繰延ヘッジ損益	△ 2,321百万円
海外投資等損失準備金	△ 1,077百万円
繰延税金負債合計	△ 28,090百万円
繰延税金資産の純額	372,221百万円

(2) 法人税等の税率の変更による繰延税金資産および繰延税金負債の金額の修正

「経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律」(平成23年法律第114号)および「東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法」(平成23年法律第117号)が公布されたことに伴い、当事業年度の繰延税金資産および繰延税金負債の計算に使用した法定実効税率は前事業年度から変更されている。

これにより、繰延税金資産は55,402百万円減少し、法人税等調整額は57,205百万円、評価・換算差額等は1,803百万円それぞれ増加している。

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社および関連会社等

属性	会社等の名称	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	(株)ケイ・オプティコム	所有 直接 100.0%	光ファイバ、無線鉄塔等電気通信設備の賃借	債務保証(注1)	151,561	—	—
関連会社	日本原燃(株)	所有 直接 16.6%	使用済燃料の再処理、廃棄物の管理、ウランの濃縮、廃棄物の埋設を委託	債務保証(注2)	184,641	—	—

取引条件および取引条件の決定方針等

(注1) (株)ケイ・オプティコムに対する債務保証については、金融機関からの借入金に対して保証している。

(注2) 日本原燃(株)に対する債務保証については、金融機関からの借入金および社債に対して保証している。

7. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	1,324円 2銭
(2) 1株当たり当期純損失	288円25銭

8. その他の注記

(1) 会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用

当事業年度の期首以後に行われる会計上の変更および過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号 平成21年12月4日)および「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号 平成21年12月4日)を適用している。

(2) 電気事業会計規則の改正

貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表は、電気事業会計規則が改正されたため、改正後の電気事業会計規則により作成している。

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢吹 幸二 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 明久 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 石井 尚志 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、関西電力株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、関西電力株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

平成24年5月9日

関西電力株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 矢吹 幸二 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 渡邊 明久 ㊟
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石井 尚志 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、関西電力株式会社の平成23年4月1日から平成24年3月31日までの第88期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成23年4月1日から平成24年3月31日までの平成23年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告します。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

監査役会は、監査の方針、監査計画、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規則に準拠し、監査の方針、監査計画および職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本店および主要な事業所において業務および財産の状況を調査しました。あわせて、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容および当該決議に基づく体制（内部統制システム）の整備の状況を監視および検証しました。子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討しました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人から随時その職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一．事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二．取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三．内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムの整備に関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は、相当であると認めます。

なお、東日本大震災以降、当社電力設備の安全性向上対策の取組状況などにつき注視してまいりましたが、今後も、原子力発電の自主的・継続的な安全への取組状況および電力需給の安定化に向けた取組状況につき継続して注視してまいります。

平成24年5月14日

関西電力株式会社 監査役会

常任監査役(常勤) 神 野 榮 ㊟

常任監査役(常勤) 田 村 康 生 ㊟

常任監査役(常勤) 泉 正 博 ㊟

監 査 役 土 肥 孝 治 ㊟

監 査 役 森 下 洋 一 ㊟

監 査 役 吉 村 元 志 ㊟

監 査 役 槇 村 久 子 ㊟

(注) 監査役土肥孝治、監査役森下洋一、監査役吉村元志および監査役槇村久子は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

〈会社提案（第1号議案および第2号議案）〉

第1号議案および第2号議案は、会社提案によるものであります。

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対して経営の成果を適切に配分するため、安定的な配当の維持を株主還元の基本方針としております。最近の業績悪化を受けて、当面の間においては、財務体質の健全性の確保を前提としたうえで、配当の継続に努めてまいります。この考え方に基づき、剰余金の配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

また、当年度収支について、原子力利用率の低下や燃料価格の高騰に伴う火力燃料費や、他社からの購入電力料の増加などにより、2,576億円の当期純損失となったため、原価変動調整積立金、別途積立金を以下のとおり取り崩したいと存じます。

1. 剰余金の配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金30円 総額26,816,112,600円
- (2) 剰余金の配当が効力を生じる日
平成24年6月28日（木曜日）

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- (1) 増加する剰余金の項目およびその額
繰越利益剰余金 307,000,000,000円
- (2) 減少する剰余金の項目およびその額
原価変動調整積立金 87,000,000,000円
別途積立金 220,000,000,000円

第2号議案 取締役全員任期満了につき18名選任の件

取締役全員(19名)は、本株主総会の終結の時をもって任期満了となりますので、取締役18名を選任いたしたいと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
1 もり しょう ずけ 森 詳 介 昭和15年8月6日	昭和38年4月 関西電力株式会社入社 平成元年6月 同社工務部長 平成2年12月 同社副支配人工務部長 平成6年6月 同社支配人企画室長 平成9年5月 同社支配人経営改革推進室長、企画室長 平成9年6月 同社取締役電力システム室長 平成11年6月 同社常務取締役 平成13年6月 同社取締役副社長 平成17年6月 同社取締役社長 平成20年6月 電気事業連合会会長 (平成22年6月 退任) 平成22年6月 関西電力株式会社取締役会長(現在に至る) 平成23年5月 公益社団法人関西経済連合会会長(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・全日本空輸株式会社社外取締役 ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役 ・公益社団法人関西経済連合会会長	38,839株	なし

氏名	生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
2	やぎ まこと 八木 誠 昭和24年10月13日	昭和47年4月 関西電力株式会社入社 平成11年6月 同社経営改革推進室プロジェクトマネジャー、 工務部長 平成12年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成13年6月 同社支配人中央送変電建設事務所長 平成15年6月 同社支配人電力システム事業本部副事業本 部長 平成17年6月 同社取締役電力システム事業本部副事業本 部長 平成18年6月 同社常務取締役 平成21年6月 同社取締役副社長 平成22年6月 同社取締役社長（現在に至る） 平成23年4月 電気事業連合会会長（現在に至る） [重要な兼職の状況] ・電気事業連合会会長	21,400株	なし
3	いかり まさふみ 井狩 雅文 昭和26年5月5日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社経営改革・IT本部経営管理システム 構築プロジェクトチームチーフマネジャー、 企画室業務グループチーフマネジャー 平成14年6月 同社企画室業務グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人人材活性化室長 平成16年6月 同社支配人神戸支店長 平成18年6月 同社執行役員神戸支店長 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長（現在に至る） [現在の担当] 人材活性化室担当、立地室担当、 経営監査室担当、業務全般 [重要な兼職の状況] ・株式会社かんでんエルハート取締役社長 ・株式会社きんでん社外監査役 ・社会福祉法人かんでん福祉事業団理事長	11,000株	なし
4	いこま まさか 生駒 昌夫 昭和27年9月9日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社電力システム事業本部工務グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室国際担当 平成19年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長（現在に至る） [現在の担当] 電力流通事業本部 グループ経営推進本部長 国際室担当、業務全般 [重要な兼職の状況] ・東洋テック株式会社社外取締役	14,412株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
5 とよまつ ひでき 豊松 秀己 昭和28年12月28日	昭和53年4月 関西電力株式会社入社 平成14年6月 同社原子力事業本部原子力企画グループ チーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長 (原子力企画、原子燃料担当) 平成17年7月 同社支配人原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 原子燃料サイクル室長 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長(現在に至る) 〔現在の担当〕 原子力事業本部長 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社きんでん社外監査役	10,200株	なし
6 かがわ じろう 香川 次朗 昭和28年1月3日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部営業計画グループチーフ マネジャー 平成16年6月 同社支配人人材活性化室長 平成18年6月 同社執行役員人材活性化室長 平成19年6月 同社執行役員お客さま本部副本部長、 リビング営業部門統括 平成21年6月 同社常務取締役 平成23年6月 同社取締役副社長(現在に至る) 〔現在の担当〕 総合企画本部(地域エネルギー部門) お客さま本部長	8,700株	なし
7 いわね しばき 岩根 茂樹 昭和28年5月27日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年12月 同社燃料室燃料計画グループチーフマネジャー 平成17年4月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成19年6月 同社執行役員企画室長 平成22年6月 同社常務取締役 平成24年4月 同社取締役副社長(現在に至る) 〔現在の担当〕 総合企画本部長 原子燃料サイクル室担当(サイクル事業)	11,600株	なし
8 ひろえ じゆん 廣江 譲 昭和27年9月7日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社企画室原価グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人企画室長、品質・安全監査室長 平成16年6月 同社支配人企画室長 平成18年6月 同社執行役員企画室長 平成19年6月 同社取締役電気事業連合会理事・事務局長 平成23年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 経理室担当、総務室担当、購買室担当	26,200株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
9 はし 橋 もと のり あき 昭 本 徳 昭 昭和23年8月1日	昭和50年4月 関西電力株式会社入社 平成16年6月 同社土木建築室計画グループチーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人土木建築室長 平成18年6月 同社執行役員土木建築室長 平成19年6月 同社常務執行役員土木建築室長 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 研究開発室担当、土木建築室担当	10,100株	なし
10 むかえ 迎 よう いち 昭 陽 一 昭和26年8月9日	平成16年6月 経済産業省大臣官房商務流通審議官 (平成18年7月 退官) 平成18年8月 商工組合中央金庫理事 (平成20年7月 退任) 平成20年8月 関西電力株式会社顧問 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 燃料室担当	13,000株	なし
11 ど い よし ひろ 土 井 義 宏 昭和29年10月25日	昭和54年4月 関西電力株式会社入社 平成15年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループチーフマネジャー、お客さま本部マルチサービスネットワークグループチーフマネジャー 平成16年6月 同社お客さま本部ネットワーク技術グループチーフマネジャー 平成17年6月 同社支配人と歌山支店長 平成18年6月 同社執行役員と歌山支店長 平成19年6月 同社執行役員電力流通事業本部副事業本部長、ネットワーク技術部門統括 平成21年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 電力流通事業本部長、経営改革・IT本部長 行為規制担当	7,580株	なし
12 しら い りょう へい 白 井 良 平 昭和28年8月5日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部管理グループチーフマネジャー 平成15年6月 同社支配人滋賀支店長 平成18年6月 同社支配人火力センター所長 平成19年6月 同社支配人原子力保全改革推進室長 平成21年6月 同社執行役員企画室CSR・品質管理担当室長、原子力保全改革推進室長 平成22年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 原子力事業本部長代理 原子燃料サイクル室担当(原燃契約)	11,600株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
13 いわ谷全啓 昭和27年11月7日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成13年6月 同社火力事業本部火力グループチーフマネージャー 平成17年6月 同社支配人火力センター所長 平成18年6月 同社執行役員原子力事業本部副事業本部長、 火力事業本部副事業本部長 平成22年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 火力事業本部長 環境室担当	6,000株	なし
14 やしま康博 昭和28年9月21日	昭和52年4月 関西電力株式会社入社 平成14年12月 同社企画室企画グループチーフマネージャー 平成16年6月 同社企画室企画グループチーフマネージャー、 企画室取引管理グループチーフマネージャー 平成18年6月 同社燃料室長 平成20年6月 同社執行役員燃料室長 平成21年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成23年6月 同社常務取締役(現在に至る) 〔現在の担当〕 広報室担当、秘書室担当	16,300株	なし
15 かわべ辰也 昭和27年6月6日	昭和51年4月 関西電力株式会社入社 平成12年6月 同社地域共生・広報室報道グループチーフ マネージャー 平成18年6月 同社地域共生・広報室長 平成19年6月 同社執行役員地域共生・広報室長 平成21年5月 同社執行役員社団法人関西経済連合会常務 理事・事務局長 平成21年6月 同社常務執行役員社団法人関西経済連合会 常務理事・事務局長 平成23年4月 同社常務執行役員公益社団法人関西経済連 合会常務理事・事務局長 平成23年5月 同社常務執行役員公益社団法人関西経済連 合会専務理事 平成23年6月 同社取締役公益社団法人関西経済連合会専 務理事(現在に至る)	4,500株	なし
16 いのうえのりゆき 井上礼之 昭和10年3月17日	平成6年6月 ダイキン工業株式会社取締役社長 平成7年5月 同社取締役会長兼社長 平成8年6月 同社取締役社長 平成11年5月 社団法人関西経済同友会代表幹事 (平成13年5月 退任) 平成13年5月 社団法人関西経済連合会副会長 平成14年6月 ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO (現在に至る) 平成15年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成23年4月 公益社団法人関西経済連合会副会長(現在 に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・ダイキン工業株式会社取締役会長兼CEO ・阪急阪神ホールディングス株式会社社外取 締役 ・公益社団法人関西経済連合会副会長	1,000株	なし

氏名 生年月日	略歴 (地位および担当ならびに重要な兼職の状況)	当社株式 の所有数	当社との特別 の利害関係
17 つじ い あき お 辻 井 昭 雄 昭和7年12月19日	平成11年6月 近畿日本鉄道株式会社取締役社長 平成15年6月 同社取締役会長 平成17年4月 関西経営者協会会長 (平成21年5月 退任) 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成19年6月 近畿日本鉄道株式会社相談役(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・近畿日本鉄道株式会社相談役 ・日野自動車株式会社社外監査役 ・株式会社近鉄エクスプレス社外取締役	なし	なし
18 たま こし りょう すけ 玉 越 良 介 昭和22年7月10日	平成14年5月 株式会社UFJ銀行副頭取執行役員 平成14年6月 同社取締役副頭取執行役員 平成16年5月 同社取締役会長 平成16年6月 株式会社UFJホールディングス取締役社長 平成17年10月 株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループ 取締役会長 (平成22年6月 退任) 平成18年1月 株式会社三菱東京UFJ銀行取締役副会長 (平成20年4月 退任) 平成18年6月 関西電力株式会社社外取締役(現在に至る) 平成22年6月 株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問(現在に至る) 〔重要な兼職の状況〕 ・株式会社三菱東京UFJ銀行特別顧問 ・テンブホールディングス株式会社社外監査役 ・Morgan Stanley取締役	なし	なし

(注) 1. 井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏は、社外取締役候補者であります。

2. 社外取締役候補者とした理由は、次のとおりであります。

(1) 井上礼之氏は、空調機器や化学製品などの製造・販売をグローバルに展開しているダイキン工業株式会社の取締役会長兼CEOや阪急阪神ホールディングス株式会社社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけたものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

(2) 辻井昭雄氏は、鉄道事業を中心に、不動産事業、流通事業、ホテル・レジャー事業などを展開している近畿日本鉄道株式会社の取締役社長、取締役会長を歴任している他、日野自動車株式会社社外監査役や株式会社近鉄エクスプレス社外取締役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけたものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たして

おり、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

- (3) 玉越良介氏は、株式会社三菱東京UFJ銀行の取締役副会長や株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループの取締役会長など、銀行業務を中心とする金融サービスに係る事業をグローバルに展開している同グループにおいて、数々の要職を歴任している他、テンプホールディングス株式会社社外監査役やMorgan Stanley取締役役に就任しており、経営者として経験豊富であり、その経験や識見を当社経営に活かしていただけるものと考えております。

また、同氏は、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員の要件を満たしており、一般株主と利益相反を生じるおそれはなく、独立性を有していると判断しております。

これら同氏の豊富な経験や識見および独立性を踏まえ、社外取締役として適任であると判断しております。

3. 当社は、井上礼之、辻井昭雄および玉越良介の各氏を、当社が上場する各金融商品取引所の定める独立役員として指定し、届け出ております。
4. 社外取締役候補者が過去5年間に他の株式会社の取締役に就任していた場合において、その在任中に当該他の株式会社において法令または定款に違反する事実その他不当な業務の執行が行われた事実（当該候補者が当該他の株式会社における社外取締役であったときは、当該事実の発生の予防のために行った行為および当該事実の発生後の対応として行った行為の概要を含む）は、次のとおりであります。

- (1) 井上礼之氏がダイキン工業株式会社の取締役として在任中の平成21年4月に、同社の一部門および一部子会社において不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。
- (2) 辻井昭雄氏が株式会社近鉄エクスプレスの社外取締役として在任中に、同社は、国際航空貨物利用運送業務の運賃および料金に関して、平成21年3月、公正取引委員会から排除措置命令および課徴金納付命令を受けました。

同氏は、当該事実の報告を受け、コンプライアンス体制の見直し等の再発防止策について社外取締役として必要な対応を行い、その職責を果たしております。

5. 社外取締役候補者が当社の社外取締役に就任してからの年数は、本株主総会の終結の時をもって、井上礼之氏は9年、辻井昭雄、玉越良介の両氏は6年であります。

〈株主（33名）からのご提案（第3号議案から第11号議案まで）〉

第3号議案から第11号議案までは、株主（33名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（33名）の議決権の数は、635個であります。

第3号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」（目的）第2条の（1）電気事業、に次の文を追加する。

ただし原子力発電から撤退し、将来、送電線設備を全国的な公的運営機関に移管する。

▼提案の理由

昨年3月の東北地方太平洋沖地震による福島原発事故は、福島県を中心に、10万人以上を放射能汚染による避難生活と、全国民を放射能に怯える生活へと陥れ世界を震撼させました。このような事態を招いた原発推進共同体（電力業界、原子力発電建設企業、推進してきた政治家・行政・マスメディア・言論界と関係学者など）の責任は重大です。とりわけ1960年代から原子力発電推進を第一とした歴代経営者は「建設・運転維持」の

コストだけで、巨大大事故による地域社会・住民生活破壊の「社会的コスト」を無視してきた事実は歴史に刻み込まれました。こうした企業犯罪とも云うべき事態の根本的反省なしにこれからの電力事業はあり得ません。よって今後、経営を根本的に破壊するおそれのある原子力発電事業から撤退を決意し、急速に自然エネルギーを普及して、全国で自由にどこでも接続できる送電系統設備へ向けた準備を行うことにします。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S + 3 E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、東京電力福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、計画に基づき着実に実施しております。政府においても、大飯発電所第3、4号機について、これまで当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られており、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故は起きないものとの判断がなされております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、福島第一原子力発電所の事故に関する新たな知見への対応や諸外国の動向も踏まえた最新の知見への対応も含め、原子力発電所の安全性向上対策を着実に実施してまいります。

また、自然エネルギーについては、現行の事業体制のもと、送配電網への接続や他の電力会社と相互に協力して地域間連系線を活用した風力発電の導入拡大の取組みを進めるなど、普及拡大にも積極的に取り組んでまいります。

これらの取組みに加え、現行の事業体制のもと、送配電部門の透明性・公平性を高めるための工夫を検討してまいりますので、送電線設備を全国的な公的運営機関に移管する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第4号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

「第3章 株主総会」第19条を以下のとおり変更する。

第19条 株主総会における議事の経過内容及びその結果、並びにその他法令に定める事項は、経営方針に批判的な意見を含め正確に記録しこれを議事録とする。同時にインターネットにより開示するものとする。

▼提案の理由

今回の福島原発事故では、早くから「津波による様々な被害が発生する恐れがある」

と関係住民運動団体や多くの研究者から指摘されながら、これを無視してきた東電の姿勢が明らかにされました。毎年の株主総会でも、原発の危険性に対する発言は非常に多く、これに対し原発推進株主による低劣な野次、経営側の不誠実な答弁、強引な総会運営などによって無視されてきました。また、当然お客さまに公開すべき様々な情報開示の求めに誠意を示さず、さらに、グループ従業員への待遇では、競争激化が著しい成果型賃金制度と、人員不足で職場が過密労働などあいまって、精神障害従業員も増加しているとの指摘も行い対策も求めてきました。このような発言内容は民主主義社会であれば、批判的意見も含め、議論された全内容を議事録に残すことは常識であり、この内容をその時々経営トップが歴史の検証を受けるようにすべきだと考えます。

○取締役会の意見

当社は、従来から、法令に従い、議事の経過の要領およびその結果を記載した株主総会議事録を適正に作成し、備え置いておりますので、本提案のような規定を設ける必要はないと考えます。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第5号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下のとおり変更する。

第20条 本会社の取締役は、12名以内とする。

▼提案の理由

原発を推進してきた原発利益共同体の一員でもある当社の経営者は、原発安全神話の誤りを見抜けず原子力偏重をベストミックスと信じ込み、他電源への設備投資と電力諸設備の保全を怠り、今日の供給危機を迎えた責任は重大です。又、国策と言い逃れながら国政を買い取る政治献金は、役員らの個人献金をH21年度から「足並み揃えて」止めたようです。しかし、原発推進議員へ行った今までの献金総額を返却請求する位の反省をすべきです。経営者が高額年収内容を進んで公開する企業も増加しているとき、子会社役員兼務分も含め役員は全て収入先を公開すべきです。このように電力経営者の責任が問われているなかで、他電力企業と比較し当社の取締役19名が一番多い人数です。経営規模は東京電力の約半分ですから、東電の16名に比較すれば取締役は12人で充分であります。又、執行役員も経費削減のために大幅減員すべきです。

○取締役会の意見

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、関西電力グループは、原子力発電の自主的かつ継続的な安全性向上への取組みと電力需給の安定化に向けた取組みをはじめとして、お客さまや社会のみなさまの意識やニーズの変化への対応、発電設備・電力流通設備の充実・強化、燃料調達など多岐にわたる課題に直面しております。

これらの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第6号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

「第5章 監査役及び監査役会」第32条を以下のとおり変更する。

第32条 本会社の監査役は、6名以内とし全員を環境保護NGO等からの推薦とする。

▼提案の理由

関電は監査役のうち4名を社外から選任しているのですが、多様な視点から監査が出来ていると毎年答弁してきました。ところが、原発安全神話を見抜けずに原子力偏重の電源設備投資と、それに伴うオール電化主義経営に突き進み、電力設備全般の老朽化防止保全を放置してきた取締役会に対して、監査を見逃してきた責任の重大性は厳しく批判されて当然です。日本弁護士連合会などが「お手盛り第三者委員会」的な監査役を企業は許してはならないとしています。いまこそ取締役からの横すべりや役所からの天下りをなくし、社会的・人道的・倫理的責任を貫き、原発災害を絶対に起こさず、地球温暖化防止・環境問題等で広い視野を持ち、公平な視点で人間集団が豊かになる方向へ、取締役や執行役員が責任を果たしているかどうかをチェックできるように、NGOやNPOなどが推薦する監査役を任命するものとします。

○取締役会の意見

当社は、監査役の定員枠を「7名以内」とし、その過半数に当たる4名を社外から選任し、経営全般について、多様な視点から公正な監査を実施しているところであり、現状においては、これを変更する必要はないと考えております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第7号議案 定款一部変更の件(5)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第43条 地球環境の保全のための世界的取り組みをグループ全体で確認し、その推進のため当社は積極的な役割をはたす。

▼提案の理由

鳩山元首相が2020年にはCO₂の25%削減を国際的に約束したにも関わらず、それに向けた国家的ルールづくりは進まず「低炭素社会づくり」の言葉だけで、COP13以降重ねて化石賞をもらったように世界の足を引っ張ってきました。福島原発以後、当社の取り組みは相変わらず「CO₂排出原単位の削減」に固執しています。経済同友会からも「経済成長で温室効果ガスの排出が左右される原単位よりも総量規制で行くべきで、中国などへの説得力がなくなる」と批判されました。福島原発事故以降ついに原発はこの5月5日に全停止が予想され原発頼みのCO₂削減策は破綻しました。いまこそ当社は率先してCO₂削減のために、他社購入分・他電力融通分も含め、発電所ごとの総量削減目標を示し、自然エネルギーへの転換方向を明らかにして、多様な地域分散型電源が容易に接続可能となるような「送配電線スマートグリッド化」の方向に全力を上げるべきです。

○取締役会の意見

関西電力グループは、地球環境問題を重要な経営課題として位置づけ、事業活動全般にわたり環境負荷低減に向けた取組みを推進しております。

電気の供給面については、電気事業者自らの努力が反映可能な、お客さまの使用電力量1kWh当たりのCO₂排出量の低減に向けて、原子力発電の安全・安定運転、火力発電

の高効率化、水力発電・太陽光発電・風力発電等の再生可能エネルギーの開発、導入などを進め、電気の低炭素化に取り組んでおります。また、需要面についても、高効率機器やエネルギー管理をサポートするシステムのご提案など、お客さまと社会の省エネ・省コスト・省CO₂の実現に向け取り組んでおります。

これらの取組みと、高効率、高品質、高信頼度の電力流通システムである関西電力のスマートグリッドの構築を一体で行うことで、今後とも持続可能な低炭素社会の実現に向けて積極的に貢献してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第8号議案 定款一部変更の件(6)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第44条 オール電化政策を中止し、エネルギー浪費を抑制する施策に切り替える。

▼提案の理由

当社はガス業界と競合して「オール電化住宅」普及に全力をあげてきました。ところが3・11以降、原発電力の夜間余剰がなくなり、テレビコマーシャルの中止を含め全社の営業部門で働く従業員はとまどいを隠しきれません。出力を一定で運転する原発の余った夜間電力の利用について安価を理由に、「オール電化」を推進してきました。今回の原発事故後「計画停電・節電のお願い」で「オール電化住宅」の市民は大きな不安につつまれています。すべてのお客さまが「節電」省エネで安全・安心、CO₂排出の少ないエネルギーを選択出来るようになるのが真のサービスです。これによって大量生産、大量消費、大量廃棄社会から抑止への道となります。地域社会や一般家庭の多くが自然エネルギーを行政の支援で「地産地消の電気」をつくり、原発の不安から脱却できる社会に貢献することが当社の大切な仕事です。

○取締役会の意見

関西電力グループは、低炭素社会の実現と負荷平準化に向けた取組みを推進しており、ヒートポンプ技術を活用した高効率給湯機エコキュート等、効率や利便性の高い機器・システムや、負荷平準化に資する料金メニューなどをお客さまのニーズに応じてご提案することで、ご家庭におけるエネルギー全体の省エネ・省コスト・省CO₂を実現し、お客さまが効率的で快適にエネルギーをご利用いただけるよう取り組んでおります。加えて、現在の需給状況に鑑み、電気ご使用量を「見える化」し、ご家庭のエネルギー管理をサポートするためのサービスである「はぴeみる電」や太陽光発電の推進など、ピーク電力の抑制に資する取組みも強化してまいります。

このような取組みは、ご家庭のエネルギーのより効率的な利用を図り、省エネ・省コスト・省CO₂の実現を目指すものであります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第9号議案 定款一部変更の件(7)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第45条 従業員の基本的な人権、消費者・地域住民の権利、グループ全体の労働環境向上を常に優先させる。

▼提案の理由

永年にわたり指摘を続けているにも拘らず、精神疾患による欠勤者の増加傾向に歯止めがかからず、休務期間が長期化し、治癒できずやむなく退職せざるを得ない悲劇も出ています。成果主義型賃金の導入から何回かの「部分の手直し」もしましたが一層複雑な制度となり、評価基準の細分化などさらなる競争激化となっています。電力事業の極めて多種多様な業務・作業はどれをとっても重要業務です。無理な業務評価や必要以上の「多能工化」は、グループ従業員全体の勤労意欲を喪失させ、不祥事や事故を多発させています。こうした全国的に破綻している成果型賃金制度をやめ、ILOの方針である同一労働同一賃金制度に立ち返るべきです。また、7次から10次と言われる原発下請作業員の前近代的雇用形態を改めるべきです。当社は消費者の安全と安心を守るためにも、グループ全体で働く人々の技術向上の為に人員の増加を行い、労働条件の向上に取り組むべきです。

○取締役会の意見

関西電力グループは、「関西電力グループCSR行動憲章」において、「人権の尊重と良好な職場環境の構築」を行動原則の一つとして掲げ、CSRを軸に、人材育成に重点を置いた取組みを展開するとともに、従業員が安心して、生き活きと働ける環境整備に継続的に取り組んでいるところであります。

このなかで、人事賃金制度については、従業員のより一層の成長意欲の喚起や、やる気・やりがいの向上を図る観点から、継続的に内容の見直しを実施しております。

また、当社は、原子力発電所における協力会社との契約において安全の確保を定めており、協力会社とともに労働安全を協議する組織を設置し、発電所入所時および定期的に安全衛生教育を行っているほか、安全パトロールの実施など、安全衛生活動、災害防止に取り組んでおります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第10号議案 定款一部変更の件(8)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第46条 ライフライン基盤強化のための設備投資と人材の確保を常に優先する。

▼提案の理由

関西全域の現場から「知見出来ない事故発生が予測される」と悲鳴に近い声が出ているにも関わらず、幹部は原発優先主義を変えず、コスト削減の観点だけを先行させています。ライフライン設備の維持管理はくらしと国民の生命にも関係します。利潤優先のもと、必要な改良や修繕の予算まで切りつめるのは間違いで、発電所・変電所・送電・配電などライフライン設備の保全に万全を期すのは経営者の社会的責務です。これは不況に苦しむ関西の地域経済や失業率改善にも貢献します。電力事業本来のベース業務を「メーカー・下請けへ丸投げ」にせず、技術責任が全う出来る人員を確保し、職場の年

齡間断絶を起こさぬよう採用数を守り続けるとともに、急ぐべき事は厚労省が提起しているように、グループ全体で直ちに65歳まで賃下げ無しで定年延長すべきです。そして中高年齢層の高い技術力を若年層に技術継承する施策を充実させねばなりません。

○取締役会の意見

関西電力グループは、ライフラインを担う事業者として、安全や電気の品質・信頼度の確保を最優先とし、設備の保全に万全を期すため積極的に経営資源を投入しております。

また、グループの将来の成長を支える多様で活力ある人材を確保するとともに、定年退職した従業員を、本人の希望も踏まえて再雇用し、高齢者の知識、経験を積極的に活用することとしています。

さらに、若手をはじめ幅広い層のスキル習得に対する支援や、各種研修の充実、専門技術・技能者制度の活用など、将来の確実な業務遂行や技術・技能の継承・向上につながる取組みを行うとともに、グループ全体での人材交流や合同研修の実施など、グループ全体の視点での人材育成も推進しております。

したがいまして、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第11号議案 定款一部変更の件 (9)

▼提案の内容

当社の定款に以下の「CSRに基づく事業運営」の章を新設する。

第7章 CSRに基づく事業運営

第47条 不時の災害やCO₂排出が少ない再生可能エネルギーの普及拡大に備え、電力融通をより容易にできるように日本の電力網を整備する。

▼提案の理由

今回の東日本大震災の結果、多くの原子力発電所が停止に追い込まれ、その結果電力融通を行う場合の問題点として、50・60ヘルツの周波数変換装置や電力会社間連系の容量不足が指摘されました。原子力発電所の定検後の再稼働について、世論は放射能汚染や、数万年もの廃棄物管理不安により原発依存への反対は圧倒的です。原発停止に伴ってCO₂総排出量の増大が明白であり、その対策としてCO₂排出の少ない電力を企業間の壁を越え優先的に供給するため、まず列島縦断直流超高压送電線路を早期に建設することが求められます。その直流送電線に各地で自然エネルギーを無料で接続し、各地で自由に周波数変換することを考えるべきです。今こそ、電力エネルギー危機を解消するため、全国ベースでクリーンな再生可能エネルギーを基礎にする方向へ切り替え、安定した電力供給網の整備を急ぐべきです。

○取締役会の意見

当社は、これまでも、広域運営の観点から、必要に応じて他の電力会社と協調して地域間連系線の整備に努めてきております。

現在、東日本大震災以降の状況を踏まえ、周波数変換設備の容量を早期に拡大し融通電力を増やせるように、静岡県東清水周波数変換所の運用容量を30万kWに拡大する時期を、当初計画の平成26年12月から平成24年度中に前倒しするべく電力会社間で調整を行っております。

加えて、周波数変換設備を含む地域間連系線のあり方や必要量については、慎重な検

討が必要であり、現在、国で議論が行われているところであります。その中で、電気事業連合会からは、周波数変換設備について、大規模電源停止のリスクを想定した場合に90万kWの増強が必要になるとの評価結果を説明しております。当社としては、国の検討結果を踏まえながら、適切かつ真摯に対応してまいります。

再生可能エネルギーについても、他の電力会社と相互に協力して地域間連系線を活用した風力発電の導入拡大の取組みを進めるなど、引き続き普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（128名）からのご提案（第12号議案から第17号議案まで）〉

第12号議案から第17号議案までは、株主（128名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（128名）の議決権の数は、964個であります。

第12号議案 剰余金の処分案の件

▼提案の内容

- 1 会社側提案より配当を10円高くする。
- 2 原発を再稼働するための工事をいまずぐ中止して、費用をカットできた分を配当に充当する。また日本原燃や日本原子力発電との契約を見直し、再処理をしていないのに支払っている再処理費用や、電気を買っていないのに支払っている他社の原発の電気代を配当の原資とする。

▼提案の理由

当社は今期過去最大の2500億円を超える赤字決算の見通しとなった。原因を当社は「原発停止による火力の燃料費の増加」としている。しかしこの分析は真実ではない。これほどの大事故が起きたのに、原発を再稼働するための不要な工事に、巨額の費用が使われている。

また、再処理についても、1本の使用済燃料も再処理できていないにもかかわらず、多額の再処理代を日本原燃に支払っている。日本原子力発電には、電気をほとんど買っていないのに、前期同様の電気料金を支払っている。日本原燃には約600億円、日本原電には約400億円、これだけの費用が無駄に支払われている。原発が全部止まっているのに、原子力発電の費用はほとんど変わらない。コスト負担が大きいのは原発である。赤字決算の原因は、当社が長い間、危険な原発に依存してきたからである。

また再処理のための積立金を取り崩し、子どもたちの避難や被曝の低減のために使うべきと考える。

○取締役会の意見

当社は、株主のみなさまに対する経営の成果の配分に当たっては、安定的な配当の維持を株主還元の基本方針としております。この考え方にに基づき、厳しい経営環境にはありますが、配当を維持いたしますことから、第1号議案として提案しております剰余金の処分案を最適と考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しており、原子力発電および原子燃料サイクルは、今後ともエネルギーの安定供給やエネルギー資源の有効利用の観点から

重要であると考えております。

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、日本原燃株式会社と必要な再処理契約を締結しております。同社は、これまでに使用済燃料約425トン进行再処理しており、技術的な課題解決を図り、安全性の確保を最優先に慎重に試験を進め、再処理工場の本格操業を開始するとの計画を示しており、また、これまでに発生したガラス固化に関する事象に対する原因究明および再発防止対策について、国の確認をとりながら進めております。

当社は、法律に基づき、毎年度、経済産業大臣からの通知を受け、再処理等の実施に要する費用を資金管理人にあらかじめ積み立てるとともに、経済産業大臣の承認に基づき取り戻したうえ、料金を支払っております。

日本原子力発電株式会社との受給契約においては、敦賀発電所から発電される電気を長期にわたって受電することとしており、これまでも低廉な電気料金・省CO₂に寄与しております。また、受電価格は、減価償却費や修繕費など、発電の有無にかかわらず必要な運営・維持管理にかかる費用と、燃料費など発電量に応じて変動する費用から構成されており、十分精査のうえ、料金を支払っております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第13号議案 取締役解任の件

▼提案の内容

以下の取締役を解任する。

取締役 八木 誠

▼提案の理由

- 1 東日本大震災による福島原発の重大事故が更なる被害を拡大する中で、現在停止している若狭湾地域の原発を再稼働させることに専心し、大きな不信を招いていること。
- 2 昨年の株主総会で筆頭株主の大阪市から脱原発へ踏み出せという強い要望を出されながら、それを全く無視して「原発依存の更なる強化」を打ち出し、再稼働に向けて動いていること。
- 3 地域独占、総括原価方式、原発依存によって高い電気料金を消費者に強要し続けていること。
- 4 経営環境の悪化を従業員・下請け労働者の労働強化でしのぎ、一方で不必要な役員を多数抱え、不当に高い報酬を支払っていること。
- 5 2000年3月に決定するとされていた『中間貯蔵施設』について、一昨年が完成予定の2010年であったが、いまだに何も明らかにされていないこと。
- 6 毎年の株主総会での指摘を無視し、多くの社員を地方議員として活動させ公益企業の信頼を大きく損なっていること。

○取締役会の意見

解任の対象とされている取締役は、当社事業発展のため他の取締役とも一致協力し、さまざまな経営課題に全力を傾注して取り組み、取締役として法令および定款に従い忠実にその職務を遂行しております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定期域への依存など、さまざまナリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提

に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、計画に基づき着実に実施しております。政府においても、大飯発電所第3、4号機について、これまで当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られており、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故は起きないものとの判断がなされております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、福島第一原子力発電所の事故に関する新たな知見への対応や諸外国の動向も踏まえた最新の知見への対応も含め、原子力発電所の安全性向上対策を着実に実施してまいります。

当社は、電気の安全・安定供給を確保しつつ、経営全般にわたる効率化を積極的に進め、その結果、財務体質の強化を図るとともに、平成12年以降、5回にわたり単純累計で17%の電気料金引下げを実施するなど、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努めております。

取締役については、当社の事業規模、業務内容、直面する経営課題への対処および取締役会の監督機能の観点から、また、監査役については、経営全般について多様な視点から公正な監査を実施するとの観点から、それぞれ必要かつ適正な員数であり、その報酬については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役の協議により適正妥当な金額を決定しております。

中間貯蔵施設については、できるだけ早く立地地域を決定するよう努力しております。

地方議会における従業員の政治活動は、個人として行っているものであります。

したがって、いずれも解任を求められる事由ではなく、取締役会は本議案に反対いたします。

第14号議案 定款一部変更の件 (1)

▼提案の内容

当社の定款に以下の条を新設する。

第4章 取締役及び取締役会

第31条の2 取締役は以下の件について情報を公開し、株主総会で承認を求める。

- 1 個別報酬額
- 2 財団法人、社団法人、独立行政法人での地位

▼提案の理由

原発の耐性審査（ストレステスト）の意見聴取会委員の数人が三菱重工など原発関連企業から献金を受け取っていた。三菱重工は原子力関連事業者で大飯3、4号機の炉心、原子炉、圧力容器、タービンなどを納入している。審査する側と審査される側が癒着しているとは言語道断である。このような利益相反は氷山の一角で、原発推進者たちは原発関連企業や法人に天下りや天上がりなどで結びつき、人と金とがぐるぐる回る「原子力ムラ」を作ってきた。当社の八木社長が理事に入っていた日本原子力文化振興財団は原発見学、報道や自治体対象に原子力講座などを行っている。原発推進のために多くの原子力関連団体は、莫大な資金を投入し原発が安全だと垂れ流し、危険性を隠避してき

た。これらの団体に当社役員がどれだけ関わっているか全て明らかにし、原発に頼らない健全な会社を目指すべきだ。

○取締役会の意見

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならず、社会にとって重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されているものであります。

また、取締役および監査役の社外団体における兼職については、その活動が、電気事業の発展や地域の活性化につながり、当社事業にとって有益である場合には、社業に支障のない範囲で、必要に応じて就任しておりますが、これら役員兼職については、法令に従い、重要なものについては事業報告において開示しており、その他の兼職についても、一般的に広く開示されているものであります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第15号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

「第1章 総則」第2条第1号を以下のとおり変更する。

1 電気事業

ただし、原子力発電の運転を禁止する。

▼提案の理由

昨年の株主総会で東電の勝俣会長は「異常に巨大な天災地変によって原子力損害が生じたときは免責」という原子力損害賠償法の条文から福島原発事故は「免責という可能性もある」と発言した。結局国は税金を注ぎ込んで、東電を破綻させずに賠償を進めていくことになった。原発が深刻な大事故を起こしても、だれも責任をとらないことが明らかになった。今も多くの人がふるさとに帰れない。子どもたちを守るために、家族が離ればなれになって暮らしている。一度汚染してしまった環境はいくら除染をしても、決して元にはもどらない。

その一方で当社は原発の再稼働を急いでいる。地震や津波への対策は万全だとしているが、「異常に巨大な天災地変」がきて想定外の原発の大事故が起きたとしても当社の取締役は責任を取れるのか。想定外のことが起きるから、大事故は引き起こされる。責任を取れない会社が、原発を運転することは絶対に許されない。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保 (Safety) を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保 (Energy Security) や経済性 (Economy)、地球環境問題への対応 (Environmental Conservation) の3つのEを加えた、「S + 3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定期域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社として

は、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、計画に基づき着実に実施しております。政府においても、大飯発電所第3、4号機について、これまで当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られており、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故は起きないものとの判断がなされております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、福島第一原子力発電所の事故に関する新たな知見への対応や諸外国の動向も踏まえた最新の知見への対応も含め、原子力発電所の安全性向上対策を着実に実施してまいります。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第16号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第8章 電気料金の値上げと情報公開

第48条 原発の再稼働ができないことを理由に電気料金の値上げをしてはならない。

消費者に対し、十分に情報公開し、説明をしたうえで消費者の納得を得られなければ電気代の値上げは行わない。

▼提案の理由

当社は、当年度業績見通しを2530億円の赤字と発表、原発停止により火力燃料費が倍増し、他社からの買電も増え、収益が悪化したからという。しかし関電は停止している原発にも莫大な費用がかかることを説明していない。

- 1 再処理は行き詰まり、08年度以降実績がないのに、毎年再処理費用約1400億円を積立、毎年約600億円を日本原燃に支払っている。
- 2 電源開発促進税約580億円はほぼ原発のための地元対策費だが、原発費用に整理されていない。
- 3 福井県と原発立地市町への寄付は匿名で、株主にも公表されていない。
- 4 核燃料税

以上は全原発停止でも発生する費用だ。昨年高浜町議会で原発再稼働を求める意見書が採択されたが、提案者は関電から5年間に133件、総額約7億円の工事を受注した業者の経営者だと報道された。原発は秘密が多く費用の全貌は不明だ。原発費用を公表すべきであり、原発停止を理由に電気料金値上げは許されない。

○取締役会の意見

当社は、電気的安全・安定供給を確保しつつ、経営全般にわたる効率化を積極的に進め、その結果、財務体質の強化を図るとともに、平成12年以降、5回にわたり単純累計で17%の電気料金引下げを実施し、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努めてまいりました。

現在は、原子力発電所の停止に伴う火力燃料費の増大などに伴い、財務体質の急激な

悪化が見込まれる厳しい状況にあります。内部留保を取り崩すことにより、値上げを回避してきております。

今後も、安全確保を大前提として原子力発電所の再稼働に全力で取り組むとともに、経営効率化の取組みをさらに強化するなど、収支状況の改善を図ってまいります。

また、当社は、電気事業会計規則第3条に規定される電気事業営業費用明細表において、すでに原子力発電に要する費用を公表するなど適切に情報公開を行っており、今後も引き続き情報公開に努めてまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第17号議案 定款一部変更の件(4)

▼提案の内容

当社の定款に以下の章を新設する。

第9章 再処理からの撤退

第49条 当社は再処理から撤退する。

▼提案の理由

複数の電力会社幹部から「再処理は大丈夫か」と懸念の声が上がっていた02年、東電と経産省が「撤退を検討すべき」と極秘で協議をもったが3ヶ月後東電のトラブル隠しが発覚し、再協議は実現しなかったと報道された。

また04年エネ庁課長が「直接処分は再処理の4分の1」というコスト試算の隠蔽を部下に指示したとも報道された。コスト試算隠蔽の直後、再処理等の費用として19兆円を国民が負担する制度ができ、六ヶ所再処理工場は06年3月末日アクティブ試験を開始した。トラブル続きでほとんど再処理はできていないが、05年度から11年度の7年間で当社は約3700億円を再処理代として日本原燃に支払っている。

今年1月、高レベル溶融炉で始まった準備作業も、炉内のレンガが剥離しすぐに中断、今年10月の完工予定は19回目の延期となるのは間違いない。

東電が破綻状態の今年こそ、当社取締役が再処理撤退の提案に賛同を表明することを求める。

○取締役会の意見

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しており、原子力発電および原子燃料サイクルは、今後ともエネルギーの安定供給やエネルギー資源の有効利用の観点から重要であると考えております。

当社は、国の原子力利用に関する基本的な方針を踏まえ、日本原燃株式会社と必要な再処理契約を締結しております。同社は、これまでに使用済燃料約425トン再処理しており、技術的な課題解決を図り、安全性の確保を最優先に慎重に試験を進め、再処理工場の本格操業を開始するとの計画を示しており、また、これまでに発生したガラス固化に関する事象に対する原因究明および再発防止対策について、国の確認をとりながら進めております。

再処理費用については、同社との契約に基づき支払っております。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（3名）からのご提案（第18号議案から第20号議案まで）〉

第18号議案から第20号議案までは、株主（3名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（3名）の議決権の数は、1,152,915個であります。

第18号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

（経営の透明性の確保）

第5条の2 本公司は、可能な限り経営及び事業に関する情報開示をすることなどにより、需要家の信頼及び経営の透明性を確保する。

▼提案の理由（提案株主（2名） 議決権の数（879,404個））

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。同時に、政治家及び政治的団体等への寄付等の便益供与や、例えば「原子力安全委員会」等に携わる研究者等に対する寄付等については一切行わないとともに、あわせて競争入札による調達価格の適正化に努めることを会社の方針として明確に示すことが必要である。

▼提案の理由（提案株主（1名） 議決権の数（273,511個））

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、経営及び事業に関する最大限の情報開示を行う必要がある。

○取締役会の意見

関西電力グループの事業活動は、お客さまや地域社会をはじめとした社会の多くのみなさまにより支えられております。こうしたみなさまからいただく信頼こそが、企業としての使命を果たし、持続的に成長を遂げていくための基盤であると考えております。このような認識のもと、平成16年に「関西電力グループCSR行動憲章」を定め、「透明性の高い開かれた事業活動」など6つの行動原則に基づき、すべての事業活動を展開し、社会に対する責任を誠実に果たしていくこととしております。当社は、記者発表やホームページなどを通じて情報を積極的にお届けしており、今後も引き続き情報開示に努めてまいります。

また、寄付金の支出に当たっては、公益事業としての立場を踏まえ、公益への寄与、地域社会への貢献等の観点から、当該寄付の趣旨を慎重に考慮し、対処しております。

個別の寄付実績の開示については、相手方との関係や今後の業務遂行上支障となるおそれがあるため、行っておりません。

なお、当社は政治家や政治団体に対する寄付は行っておりません。

資材調達に当たっては、指名競争入札に加えて、さまざまな発注方法の工夫によりコスト低減を図っております。また、継続的な取引においては、サプライチェーン全体最適化の観点から、安全・品質・工事力の確保および技術力の維持を図りつつ、仕様や発注単位の見直しおよび業務運営の効率化等による原価低減に取り組んでおります。

今後も、これまで以上に、競争入札の可能性の追求や競争効果を高める発注方法の工夫、取引先提案の活性化、価格査定の充実等によりコスト低減に取り組むとともに、サプライチェーン全体最適化の取組みにより安定調達とコスト低減の両立に注力してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本

議案に反対いたします。

第19号議案 定款一部変更の件 (2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」に以下の条文を追加する。

(取締役の報酬の開示)

第22条の2 取締役の報酬に関する情報は個別に開示する。

▼提案の理由 (提案株主 (2名) 議決権の数 (879,404個))

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

▼提案の理由 (提案株主 (1名) 議決権の数 (273,511個))

関西電力が脱原発依存と安全性の確保、発送電分離を含めた電力システム改革、再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の透明性を高めることが必要である。

○取締役会の意見

当社では、取締役および監査役に対する報酬、賞与については、株主総会の決議に基づき、取締役会の決議あるいは監査役との協議により適正妥当な金額を決定しております。

当社としては、経営に係るコストとして取締役および監査役に支給される報酬の総額を開示することが株主のみならず、重要であると考えており、法令に従い、事業報告において役員報酬の総額を開示しております。

このような方法は、適法と認められており、一般的にも採用されているものであります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第20号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(電力需要の抑制と新たなサービスの展開)

第56条 本会社は、経営体質の強化を図るため、スマートメーターの活用やデマンドレスポンスの実施などを通じて電力需要の抑制に努めるとともに、節電・省エネルギーの推進を契機とした新たなサービス事業を積極的に展開する。

▼提案の理由 (提案株主 (2名) 議決権の数 (879,404個))

本会社の経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、他の電力会社エリアへの小売進出等とともに、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業を積極的に展開するべきである。

▼提案の理由 (提案株主 (1名) 議決権の数 (273,511個))

本会社の経営体質の強化に向けて、従業員数の削減はもとより、競争入札による調達価格の適正化や過剰な広報費の削減、不要資産売却等のほか、電力需要抑制のためにスマートメーター活用やデマンドレスポンス実施、リアルタイム市場創設やネガワット取引など、新たなサービス事業を積極的に展開するべきである。

○取締役会の意見

当社の営業活動の基本は、安全・安定供給を使命とする電気事業をコアとして、お客さまや社会のニーズにしっかりお応えしていくことであり、省エネ・省コスト・省CO₂に加え、生活やビジネスにおける安全性・快適性など、多様なニーズにお応えすべく、商品やサービスメニューの開発・ご提案に取り組んでまいりました。

スマートメーターの導入については、欧米で注目されはじめる以前から自主的・積極的に取り組んでおり、平成21年7月には、スマートメーターを活用した「見える化」によるお客さま満足の向上ならびに節電や省エネに資する取組みとして、一般のご家庭を中心に「はぴeみる電」を開始し、以降も、需給状況に応じて節電や省エネに資する改善を加えつつ、お客さまニーズを踏まえたサービスの向上に取り組んでまいりました。

また、法人のお客さまについても、需給調整契約というデマンドレスポンスメニューをご用意するとともに、当社直営による省エネ診断等のエネルギーコンサルティングや、グループ会社との共同活動としてエネルギー使用状況の分析などさらに精度の高い診断や省エネ機器設置工事、運用サービスのご提供などに取り組んでまいりました。

これまでにスマートメーターについては、総需要の約6割について導入しており、今後も、政府が平成23年7月に決定した目標である「今後5年以内に総需要の8割をスマートメーター化」に向けた取組みを推進してまいります。また、ピークシフトやピークカット等、ピーク抑制の実効性を高めることができるサービスメニューについては、需給状況のほか、お客さまの生活や生産活動に与える影響、お客さまの受け入れやすさ、運用上の課題や事業としての実現性なども考慮しつつ、引き続き検討してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（2名）からのご提案（第21号議案から第23号議案まで）〉

第21号議案から第23号議案までは、株主（2名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、879,404個であります。

第21号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第31条第2項として以下の条文を追加する。

（取締役の責任免除）

第31条

- 2 本会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、社外取締役の同法第423条第1項の損害賠償責任を、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合は、会社法第425条第1項第1号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結することができる。

▼提案の理由

社外取締役に適切な人材の招聘を容易にし、期待される役割を十分に発揮できるよう

にするために、会社法第427条の責任限定契約に関する規定に基づき、定款第31条（取締役の責任免除）第2項として、社外取締役と責任限定契約を締結できる旨の規定を追加する。

○取締役会の意見

当社は、取締役および監査役が期待される役割を十分に果たせるよう、定款において、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役および監査役の損害賠償責任を法令の限度において免除することができる旨、定めております。

また、当社は、社外取締役あるいは社外監査役として企業経営者、弁護士および学識経験者等、多様な人材を招聘し、それぞれの豊富な経験、識見等を活かして、法令および定款に従い忠実にその職務を遂行し、当社事業の発展に貢献いただいております。

以上のことから、社外取締役との責任限定契約を導入する必要はないと考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第22号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第52条 本会社は、原子力発電の代替電源として、再生可能エネルギーなどの飛躍的な導入による自立分散型電源の活用や天然ガス火力発電所の新增設など、多様なエネルギー源の導入により、新たな発電事業を積極的に推進することにより、低廉で安定した電力供給の役割を担う。

▼提案の理由

脱原発に向けて原子力発電所を廃止するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、関西以外のIPP・コジェネ買取を含むM&Aの強化や天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、中長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S+3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

加えて、火力発電については、姫路第二発電所で進めている世界最高水準の熱効率を有するLNGコンバインドサイクル発電方式の採用など、高効率化を目指した既設発電

所の設備更新や新增設に取り組んでまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き開発・普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第23号議案 定款一部変更の件 (3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(事業形態の革新)

第54条 本社は、電気事業を営むにあたって、多様な主体の自由・公正な競争により、原子力に代わる多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図るため、必要な法制度の整備を国に要請し、可及的速やかに発電部門もしくは送配電部門の売却等適切な措置を講ずる。

▼提案の理由

脱原発の推進には、自由・公正な競争により多様なエネルギー源の導入を促進し、供給力の向上と電力料金の安定化を図る必要がある。このため発電部門もしくは送配電部門の分離を速やかに進めるべきであり、例えば送配電部門分離の場合、まず、法制度整備を国に要請し、可能な状況になれば持株会社設立と送配電部門の子会社化による法的分離に取組み、発電会社からの独立性を確保しつつ送配電会社としてのノウハウ蓄積と送配電網拡充等を行い、最終的には所有分離により中立的な系統運用を行う事業主体として確立させるなど、発送電分離に向けた事業形態の革新に取り組むべきである。

○取締役会の意見

当社は、わが国、とりわけ関西地域の活性化・持続的発展のためには、電気の安全・安定供給などの公益的課題に対応する責任ある主体が必要であり、そのためには現行の事業体制が適切であると考えております。

当社は、これまで、情報遮断や区分経理等の規制やルールにより送配電部門の透明性・公平性を確保し、自由・公正な競争環境づくりを進めてまいりました。引き続き、現行の事業体制のもと、送配電部門の透明性・公平性を高めるための工夫をしていくとともに、お客さまの選択肢の拡大についても、しっかりと検討を進めてまいります。

加えて、当社は、安全確保 (Safety) を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保 (Energy Security) や経済性 (Economy)、地球環境問題への対応 (Environmental Conservation) の3つのEを加えた、「S + 3E」の観点を総合的に勘案したエネルギーミックスのあり方や需要動向を踏まえつつ、引き続き、多様な電源の導入や供給力の確保に取り組んでまいります。

なお、第22号議案において天然ガス火力発電所の新增設、また、本議案において送配電網の拡充についてご提案される一方で、発電部門もしくは送配電部門の売却についてご提案されておりますが、これは、当社の事業継続を危うくし、企業価値を著しく毀損するおそれがあると考えております。

また、当社は、電気の安全・安定供給を確保しつつ、経営全般にわたる効率化を積極的に進め、その結果、財務体質の強化を図るとともに、平成12年以降、5回にわたり単純累計で17%の電気料金引下げを実施し、電気料金の中長期的な安定化・低廉化に努め

てまいりました。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（2名）からのご提案（第24号議案）〉

第24号議案は、株主（2名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（2名）の議決権の数は、315,436個であります。

第24号議案 定款一部変更の件

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（脱原発依存と安全性の確保）

第50条 本会社は、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築する。

- 2 前項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行うものとする。

▼提案の理由

平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の深刻な事故を踏まえれば、ひとたび原子力発電所で大事故が発生すれば、市民生活や経済活動への影響は過酷なものとなることは明らかであり、原子力発電に依存しない、持続可能で安心安全な電力供給体制を可能な限り早期に構築していく必要がある。

第1項の規定による電力供給体制が構築されるまでの間において、原子力発電所を稼働する場合は、既設の火力発電所等の活用による必要な供給力の確保と電力需要の低減に努めるとともに、原子力発電所の安全性の確保と、地域の住民の理解を得た上で、必要最低限の範囲で行う必要がある。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S+3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、計画に基づき着実に実施しております。政府においても、大飯発電所第3、4号機について、これまで当社が実施してき

た対策により安全性の確保が図られており、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故は起きないものとの判断がなされております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、福島第一原子力発電所の事故に関する新たな知見への対応や諸外国の動向も踏まえた最新の知見への対応も含め、原子力発電所の安全性向上対策を着実に実施してまいります。

加えて、火力発電については、姫路第二発電所で進めている世界最高水準の熱効率を有するLNGコンバインドサイクル発電方式の採用など、高効率化を目指した既設発電所の設備更新や新增設に取り組んでまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き開発・普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（1名）からのご提案（第25号議案から第28号議案まで）〉

第25号議案から第28号議案までは、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、837,479個であります。

第25号議案 取締役1名選任の件

▼提案の内容

村上憲郎を社外取締役に選任する。候補者の略歴等は以下のとおりである。

村上憲郎（昭和22年3月31日生）

略歴等

昭和48年4月 日立電子入社
昭和53年6月 日本DEC入社（昭和61年6月～平成3年8月、DEC米国本社出向）
平成6年7月 インフォミックス副社長兼日本法人社長
平成9年8月 ノーザンテレコムジャパン社長兼最高経営責任者
平成13年12月 ドーセントジャパン社長
平成15年4月 グーグル米国本社副社長兼日本法人代表取締役社長
平成21年1月 グーグル日本法人名誉会長
平成23年1月 株式会社村上憲郎事務所代表取締役（現在に至る）
平成23年1月 会津大学参与（現在に至る）
平成23年4月 慶應義塾大学大学院特別招聘教授（現在に至る）
平成23年10月 国際大学グロコム主幹研究員・教授（現在に至る）
平成24年2月 大阪府特別参与並びに大阪市特別参与（現在に至る）
平成24年4月 株式会社ブイキューブ社外取締役（現在に至る）
平成24年4月 経産省産業構造委員会情報経済分科会委員（現在に至る）
平成24年4月 経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員（現在に至る）

所有する会社の株式 なし

重要な兼職の状況

- ・株式会社村上憲郎事務所代表取締役
- ・大阪府特別参与並びに大阪市特別参与
- ・経産省産業構造委員会情報経済分科会委員

- ・経産省資源エネルギー庁スマートメータ制度検討会委員
- ・株式会社ブイキューブ社外取締役

上記社外取締役候補者と本会社との間に特別の利害関係はありません。

▼提案の理由

脱原発と代替電源の確保ならびに発送電分離に加えて、新たな電力市場形成による電力供給体制の充実と需要抑制を図るために、経営方針の大転換を図る必要がある。このため、当会社の取締役として選任されるべき人物として、電力需要抑制に向けた新たな事業展開を含めたエネルギーに関する諸課題とその対策について精通し、かつ、企業の経営全般についての経験と見識を有する人材が求められるところである。村上憲郎氏は、コンピューターの黎明期から今日に至るまでその第一線で活躍してきており、特にコンピューターのハード・ソフトに関する最新の知見が要求される電力需給調整に関する新たな事業展開にあたって、必要かつ十分な経験と見識を備えている。以上の理由により、村上憲郎氏を社外取締役として選任するものである。

○取締役会の意見

関西電力グループは、原子力発電の自主的かつ継続的な安全性向上への取組みと電力需給の安定化に向けた取組みをはじめとして、お客さまや社会のみなさまの意識やニーズの変化への対応、発電設備・電力流通設備の充実・強化、燃料調達など多岐にわたる課題に直面しております。

これらの経営課題に対処していくため、当社の取締役としてふさわしい能力、経験、識見等を有する社外取締役候補者を含めた18名の候補者の選任を第2号議案として提案させていただいており、この会社提案が最適と考えております。

なお、村上憲郎氏は、大阪府特別参与・大阪市特別参与であり、大阪府市エネルギー戦略会議委員として、脱原発や事業形態等に関する株主提案議案の作成に参画されていますが、取締役会といたしましては、そのすべての議案に反対しているところであります。したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第26号議案 定款一部変更の件 (1)

▼提案の内容

「第1章 総則」に以下の条文を追加する。

(再就職受入の制限)

第5条の3 取締役及び従業員等について、国等からの再就職の受け入れはこれを行わない。

▼提案の理由

電力事業は、その公益性に鑑み、需要家の信頼と経営の透明性を確保することが必要であり、取締役のみならず従業員等についても、国等の公務員の再就職受入や顧問等その他の名目での報酬支払いは行わないこととすべきである。

○取締役会の意見

当社は、経営環境や経営課題等から、必要かつ適正な取締役の体制を検討し、当社の経営を担うにふさわしい取締役候補者を決定し、株主総会にてご承認いただいております。

また、従業員等につきましても、高度な専門性や知見が必要とされる分野において、求められる要件を個別具体的に設定したうえで、その要件を満たす人材を募集し、厳正

なる選考のうえ、採用しております。

このように、当社は、公務員経験者を、その職歴のみを理由に受け入れているのではなく、あくまでその有する能力、経験、識見等を総合的に勘案したうえで取締役候補者として決定あるいは従業員等として採用しているものであり、電気の安定供給をはじめとする当事業の発展にそれぞれ貢献いただいております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第27号議案 定款一部変更の件(2)

▼提案の内容

「第4章 取締役及び取締役会」第20条を以下の通り変更する。

(取締役の定員)

第20条 本会社の取締役は10名以内とする。

▼提案の理由

関西電力が脱原子力発電と安全性の確保、発送電分離や再生可能エネルギーなどの大規模導入、天然ガス火力発電所の新增設といった事業形態の革新に向けて現在の経営方針を大転換していくためには、徹底したコスト削減と経営の機動性を高めることが必要である。

○取締役会の意見

当社はこれまで、取締役数の削減による取締役会の活性化を図るとともに、複数の社外取締役を登用することにより監督機能を強化してまいりました。

現在、関西電力グループは、原子力発電の自主的かつ継続的な安全性向上への取組みと電力需給の安定化に向けた取組みをはじめとして、お客さまや社会のみなさまの意識やニーズの変化への対応、発電設備、電力流通設備の充実・強化、燃料調達など多岐にわたる課題に直面しております。

これらの経営課題に対処していくため、現状においては、取締役の定員枠を変更する必要はないと考えております。

したがいまして、取締役会は本議案に反対いたします。

第28号議案 定款一部変更の件(3)

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(脱原発と安全性の確保)

第51条 本会社は、次の各号の要件を満たさない限り、原子力発電所を稼働しない。

- (1) 論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策
 - (2) 原子力発電所の事故発生時における賠償責任が本会社の負担能力を超えない制度の創設
 - (3) 使用済み核燃料の最終処分方法の確立
- 2 本会社は、脱原発社会の構築に貢献するため、可及的速やかに全ての原子力発電所を廃止する。
- 3 前項の規定により原子力発電所が廃止されるまでの間においては、他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達により供給力の確保に努めるとも

に、電力需要を厳密に予測し、真に需要が供給を上回ることが確実となる場合においてのみ、必要最低限の能力、期間について原子力発電所の安定的稼働を検討する。

▼提案の理由

福島第一原子力発電所の事故から、ひとたび関西電力の原子力発電所においてシビアアクシデントが発生すると、関西に留まらず広範囲にわたって回復不可能な甚大な被害が想定される。このような原子力発電事業の継続は関西電力の株主利益を著しく棄損するだけでなく、将来世代に過大な負担を残すおそれがあり、脱原発に向けて速やかに原子力発電所を廃止するべきである。このため、電力需要抑制に向けた取組みを強化するとともに、当面は他の電力会社からの電力融通や発電事業者からの電力調達に努めるべきである。なお、厳密な需給予測のうえ必要最低限の範囲で原子力発電所を稼働させる場合であっても、論理的に想定されるあらゆる事象についての万全の安全対策や有限責任の損害賠償制度、使用済み核燃料の最終処分方法の確立など極めて厳格な稼働条件を設定するべきである。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S + 3E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

原子力発電所の安全性向上対策については、福島第一原子力発電所の事故を踏まえ、「電源の確保」、「原子炉の冷却機能の確保」、「使用済燃料プールの冷却機能の確保」のための緊急対策を直ちに実施し、多重性・多様性を拡充してまいりました。また、より一層の安全性・信頼性向上に資する対策についても、計画に基づき着実に実施しております。政府においても、大飯発電所第3、4号機について、これまで当社が実施してきた対策により安全性の確保が図られており、福島第一原子力発電所の事故と同様の事故は起きないものとの判断がなされております。

当社は、規制の枠組みにとどまることなく、安全性向上対策を自主的かつ継続的に進めていくことが不可欠であると考えており、今後も、福島第一原子力発電所の事故に関する新たな知見への対応や諸外国の動向も踏まえた最新の知見への対応も含め、原子力発電所の安全性向上対策を着実に実施してまいります。

原子力発電所の事故による賠償については、昨年制定された原子力損害賠償支援機構法に基づいて、事業者間の相互扶助により資金を拠出し合って積立金として備え、巨額の損害リスクを低減するしくみが構築されておりますが、同法施行から2年後に予定されている見直しにおいて、国と事業者の負担のあり方についても検討することとされており、国の負担のあり方を明確化していただくよう求めてまいります。

当社の使用済燃料は、発電所の使用済燃料貯蔵設備において一定期間適切に貯蔵した後、日本原燃株式会社等において、再処理することとしております。再処理に伴い発生する高レベル放射性廃棄物については、日本原燃株式会社等において適切に貯蔵されて

おり、「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律」に基づき、原子力発電環境整備機構（NUMO）が最終処分の事業に取り組んでおります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

〈株主（1名）からのご提案（第29号議案および第30号議案）〉

第29号議案および第30号議案は、株主（1名）からのご提案によるものであります。なお、提案株主（1名）の議決権の数は、273,511個であります。

第29号議案 定款一部変更の件（1）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

（代替電源の確保）

第53条 本会社は、天然ガス火力発電や再生可能エネルギー等多様なエネルギー源の導入により、原子力発電の代替電源の確保を進め、安定した電力を適正な価額で供給しながら、もって市民生活や地域経済に寄与する役割を担う。

▼提案の理由

市民生活や地域経済への影響に配慮しながら原子力発電に依存した電力供給体制から可能な限り早期に脱却するために、当面の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、天然ガス火力発電所の新增設等により供給力確保に最大限努めるとともに、中長期的には、再生可能エネルギーの飛躍的な導入など多様なエネルギー源の導入を図るべきである。

○取締役会の意見

当社は、お客さまに良質で低廉な電気を安定的にお届けする使命を果たすため、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S + 3 E」の観点で総合的に勘案し、電源について多様な選択肢を持ち続けることが重要であると考えております。

わが国は、エネルギー自給率が4%と極めて低く、原油価格の高騰や化石燃料調達先の特定地域への依存など、さまざまなリスクに直面しておりますことから、当社としては、化石燃料に過度に依存しないエネルギーミックスが大切であり、安全確保を大前提に原子力発電を今後も重要な電源として活用していく必要があると考えております。

加えて、火力発電については、姫路第二発電所で進めている世界最高水準の熱効率を有するLNGコンバインドサイクル発電方式の採用など、高効率化を目指した既設発電所の設備更新や新增設に取り組んでまいります。また、再生可能エネルギーについても、エネルギーセキュリティや地球温暖化対策の観点から重要なエネルギーとして、引き続き開発・普及拡大に積極的に取り組んでまいります。

したがって、取締役会は本議案に反対いたします。

第30号議案 定款一部変更の件（2）

▼提案の内容

本会社の定款に以下の章を新設し、以下の条文を追加する。

第10章 脱原発と安全性の確保及び事業形態の革新

(最適な事業形態の確立)

第55条 本社は、多様なエネルギー源の導入を促進するため、国における電力システム改革についての法制度の整備をふまえ、最適な事業形態と自由・公正な競争のもとに電気事業を営む。

▼提案の理由

市民生活や地域経済への影響に配慮しながら、原子力発電に依存した電力供給体制から可能な限り早期に脱却するため、それまでの間の対策として、電力需要抑制に向けた取組みの強化や他の電力会社からの電力融通などに加え、再生可能エネルギーや天然ガス火力等の代替エネルギーの導入、多様な主体からのエネルギー源の確保を進めながら、供給力の向上を図る必要がある。

そのため、国においては、発電部門や電力小売部門の自由化を一層進め、自由・公正な競争を確立する為に必要な電力システム改革にかかる法制度を整備すべきであり、それら法制度の下に、本社は最適な事業形態の確立に向けて取り組むべきである。

○取締役会の意見

当社は、安全確保（Safety）を大前提に、長期的なエネルギーセキュリティの確保（Energy Security）や経済性（Economy）、地球環境問題への対応（Environmental Conservation）の3つのEを加えた、「S + 3 E」の観点を総合的に勘案したエネルギーミックスのあり方や需要動向を踏まえつつ、引き続き、多様な電源の導入に取り組んでまいります。

加えて、自由・公正な競争環境づくりに資するよう、現行の事業体制のもと、送配電部門の透明性・公平性を高めるための工夫を検討してまいります。

したがって、あらためて本提案のような規定を設ける必要はなく、取締役会は本議案に反対いたします。

以 上

【議決権の行使についてのご案内】

1. ご出席いただけない場合の議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら、39頁から69頁の「株主総会参考書類」をご検討くださいまして、以下のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

(1) 書面による議決権の行使

- a. 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
- b. 書面による議決権の行使は、株主総会前日（平成24年6月26日（火曜日））の午後5時30分到着分までの受付とさせていただきます。

(2) インターネット等による議決権の行使

インターネット等により議決権を行使される場合は、次頁の「インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて」をご確認くださいませようようお願い申し上げます。

2. 代理人による議決権の行使

株主総会にご出席いただけない場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただくことができます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

3. 議決権の不統一行使

議決権の不統一行使は、他人のために株式を有する株主の方に限らせていただきますが、行使に当たっては、株主総会日の3日前までに、議決権の不統一行使を行う旨およびその理由を記載した書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

4. 相反する議案の取扱い

(1) 第1号議案および第12号議案について

第1号議案と第12号議案は相反する関係にあります。したがって、第1号議案および第12号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第1号議案および第12号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

(2) 第5号議案および第27号議案について

第5号議案と第27号議案は相反する関係にあります。したがって、第5号議案および第27号議案のいずれにも賛成する旨の議決権の行使をされますと、第5号議案および第27号議案への議決権の行使は無効となりますので、ご注意くださいようお願い申し上げます。

インターネット等により議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネット等により議決権を行使される場合は、下記事項をご了承のうえ、ご行使くださいますようお願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権の行使について

(1) 議決権行使サイトのご案内

- a. 当社の指定する議決権行使サイト：<http://www.evote.jp/>
- b. 利用環境の制限

当サイトは、パソコン、スマートフォンまたは携帯電話サービス(iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ)を用いたインターネットのみでご利用いただけます。

なお、当サイトをご利用いただく際のプロバイダへのダイヤルアップ接続料金および通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主さまのご負担となります。

〔携帯電話について〕

上記サービスが利用可能な場合であっても、携帯電話の機種によっては、ご利用できない場合がございます。(セキュリティ確保のため、SSL通信(暗号化通信)および携帯電話情報送信が可能な機種のみ対応しております。)

(注)「iモード」は株式会社NTTドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo!Inc.の商標または登録商標です。

(2) 議決権行使期限

株主総会前日(平成24年6月26日(火曜日))の午後5時30分まで受付させていただきます。

なお、議決権行使結果の集計の都合上、お早めにご行使くださいますようお願い申し上げます。

(3) 複数回にわたり行使された場合の議決権の取扱い

- a. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合
到着日時を問わずインターネットによる行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。
- b. インターネットにより、複数回にわたり議決権を行使された場合
最後に行われた行使を有効なものとして取り扱わせていただきます。

(4) 「ログインID」および「仮パスワード」についてのご注意

- a. 「ログインID」および「仮パスワード」の記載場所
同封の議決権行使書用紙に記載しております。
- b. パスワードの変更について
株主さま以外の第三者による不正アクセス(いわゆる「なりすまし」)や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主さまには「仮パスワード」から新しいパスワードへの変更をお願いすることになります。

システムに関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部(ヘルプデスク)
電話：0120-173-027(受付時間9:00~21:00、通話料無料)

2. 議決権電子行使プラットフォームについて

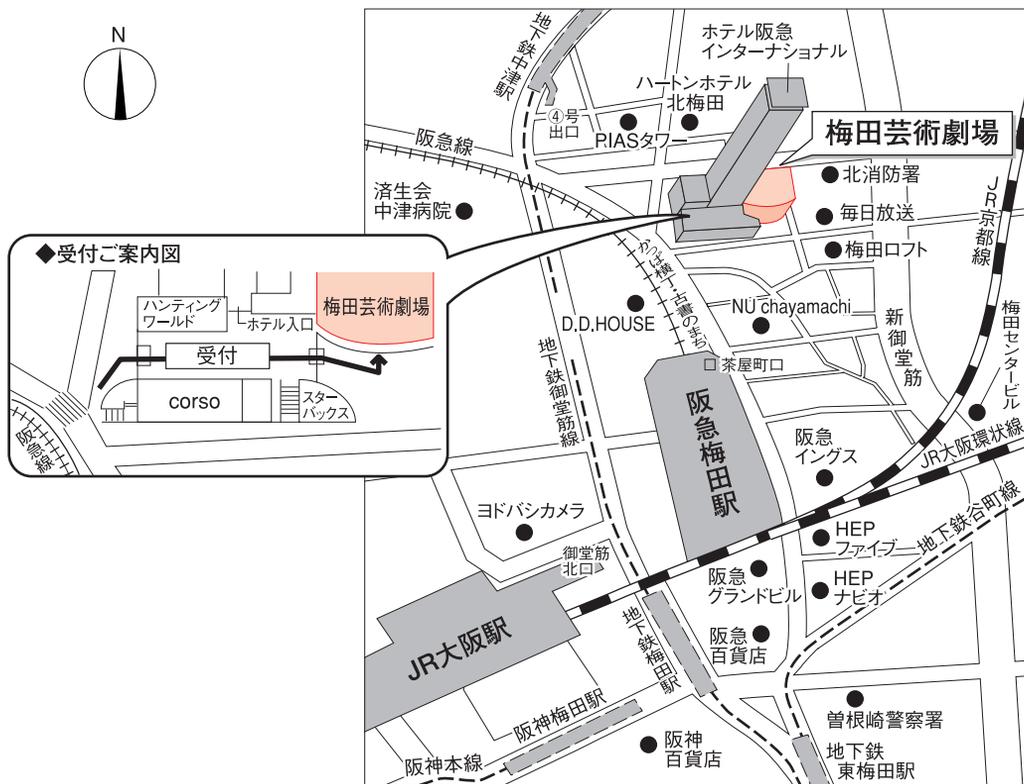
株式会社ICJが運営する「機関投資家向け議決権電子行使プラットフォーム」にご参加の株主さまは、当該プラットフォームにより議決権を行使することができます。

以上

< 株主総会会場ご案内 >

会場 大阪市北区茶屋町19番1号
梅田芸術劇場

開催場所が昨年と異なりますので、お間違いのないようお願い申し上げます。



○会場には駐車場、駐輪場がございませんので、ご来場には公共交通機関をご利用ください。

- 阪 急：「梅 田」駅から徒歩3分（茶屋町口）
- J R：「大 阪」駅から徒歩8分（御堂筋北口）
- 地下鉄：「梅 田」駅（御堂筋線）から徒歩5分（1号出口）
「中 津」駅（御堂筋線）から徒歩4分（4号出口）
「東梅田」駅（谷 町 線）から徒歩7分（1号出口）
- 阪 神：「梅 田」駅から徒歩10分（東改札口）